

第4次かがわ男女共同参画プラン

香 川 県

「個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて」

現在、我が国では、本格的な人口減少社会を迎え、加速度的に進む少子高齢化が地域の活力や経済に深刻な影響を与える中、将来にわたり持続可能な社会を築くためには、男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野で、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。



こうした中、県では、平成 27 年に策定した「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」の計画期間が令和 2 年度に終了したことから、これまでの取組みを検証し、社会情勢の変化等の新たな課題を踏まえ、「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランでは、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」の 4 つを基本理念としており、国連サミットにおいて採択された社会全体の開発目標である SDGs の理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現と方向を同じくするものです。

今後、このプランに基づき、市町、関係機関・団体及び事業者等と連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現をめざして全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、プランの策定に当たり、香川県議会、香川県男女共同参画審議会をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに深く感謝いたします。

令和 3 年 10 月

香川県知事 浜田 恵 造

■ 目次

I 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景	
(1)社会的背景	3
(2)人々の意識	6
(3)男女間の暴力の状況	8
2 これまでの取組み	9
3 計画策定の趣旨	11
4 計画の性格と期間	11
5 計画策定の視点	12
6 計画の基本理念	13
7 計画の基本目標	14

II 計画の内容

施策体系	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進	
重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	18
重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	21
重点目標3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	24
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	
重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	26
重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現	28
重点目標6 働く場における女性の活躍推進	33
重点目標7 農林水産業における男女共同参画の推進	36
重点目標8 地域における男女共同参画の推進	38
重点目標9 科学技術・学術における男女共同参画の推進	40
基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現	
重点目標10 防災における男女共同参画の推進	42
重点目標11 女性へのあらゆる暴力の根絶	44
重点目標12 生涯を通じた健康支援	50
重点目標13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備	53
目標とする指標	56

III 計画の推進

IV 資料

関連指標	65
「第3次かがわ男女共同参画プラン」関連する数値目標等の状況	75
男女共同参画に関する国内外の動き	76
香川県男女共同参画推進条例	81
男女共同参画社会基本法	85
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	89
用語解説(※専門用語などわかりにくい用語について解説しています。)	97
香川県男女共同参画審議会委員名簿	104

I 計画の基本的考え方

I 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

(1) 社会的背景

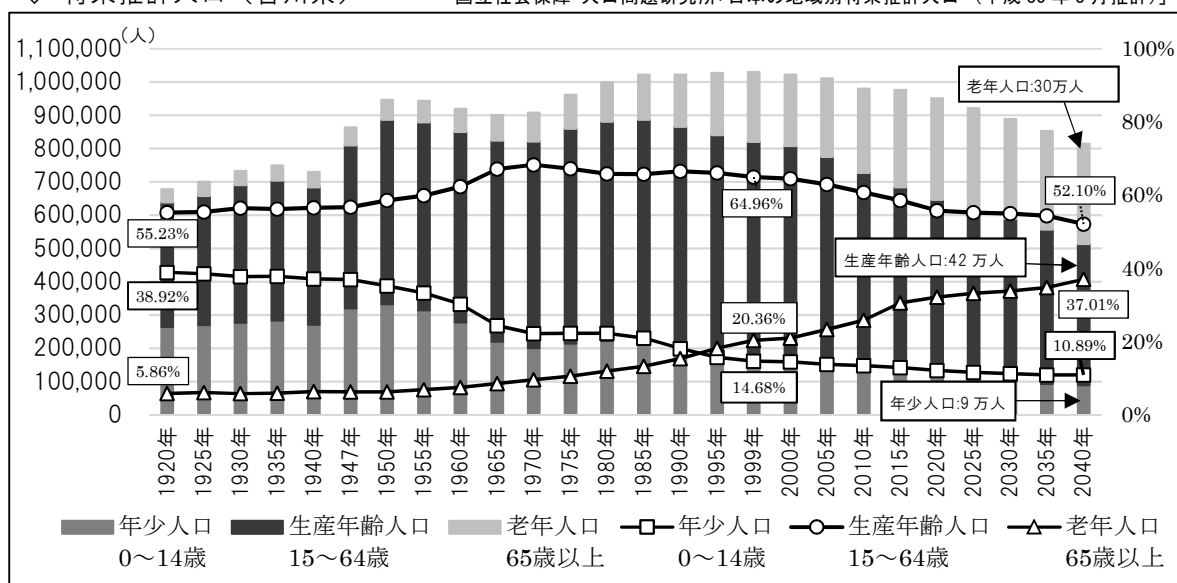
① 人口減少と少子高齢化の進展

本県の人口は、平成 11（1999）年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和 22（2040）年の本県の総人口は 81 万人程度にまで減少すると見込まれています。

こうした現状を踏まえ、県では、引き続き、人口減少問題の克服と地域活力の向上に向けた取組みを推進するため、令和 2 年 3 月に「かがわ人口ビジョン」を改訂し、令和 42（2060）年に人口約 77 万人を維持するよう人口の社会増と自然減の抑制に努め、長期的には人口増への転換をめざすこととしています。

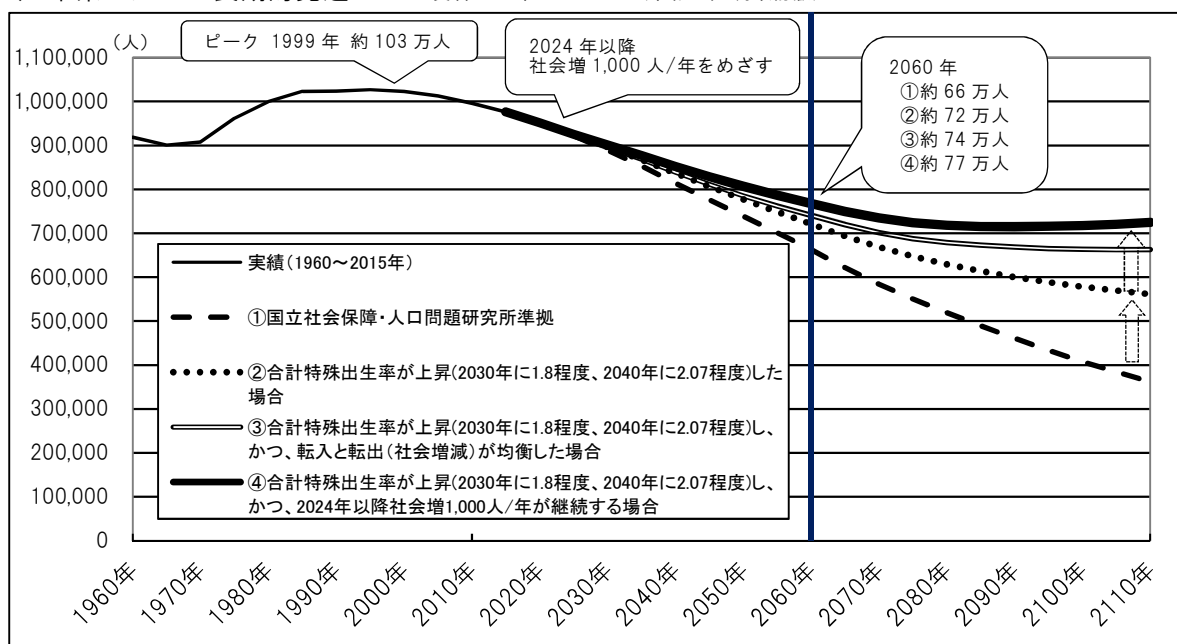
◇ 将来推計人口（香川県）

資料：総務省統計局「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」



◇ 本県の人口の長期的見通し

資料：かがわ人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂版）

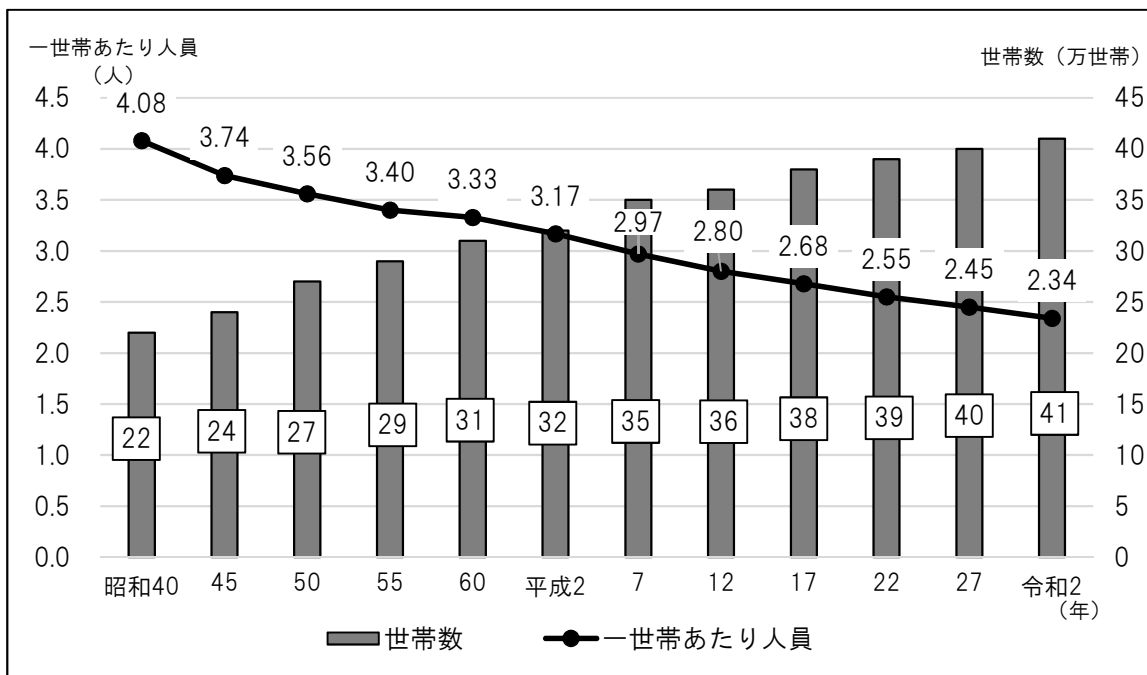


② 家族形態の状況

人口は平成12年から減少傾向にあります。一方、世帯数は増加しています。一方、一世帯当たりの世帯員数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

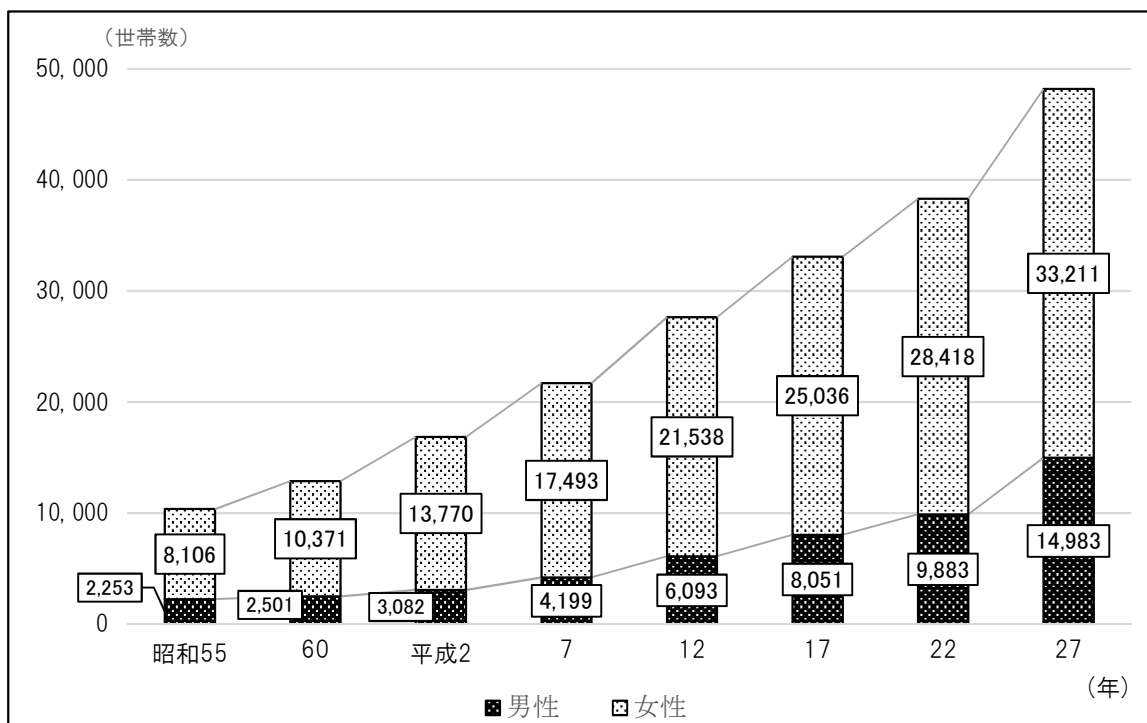
また、65歳以上の単身世帯が増加しており、特に女性で多くなっています。

◇ 一世帯あたり人員と世帯数（香川県）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年は香川県速報）

◇ 65歳以上単身世帯数（香川県）



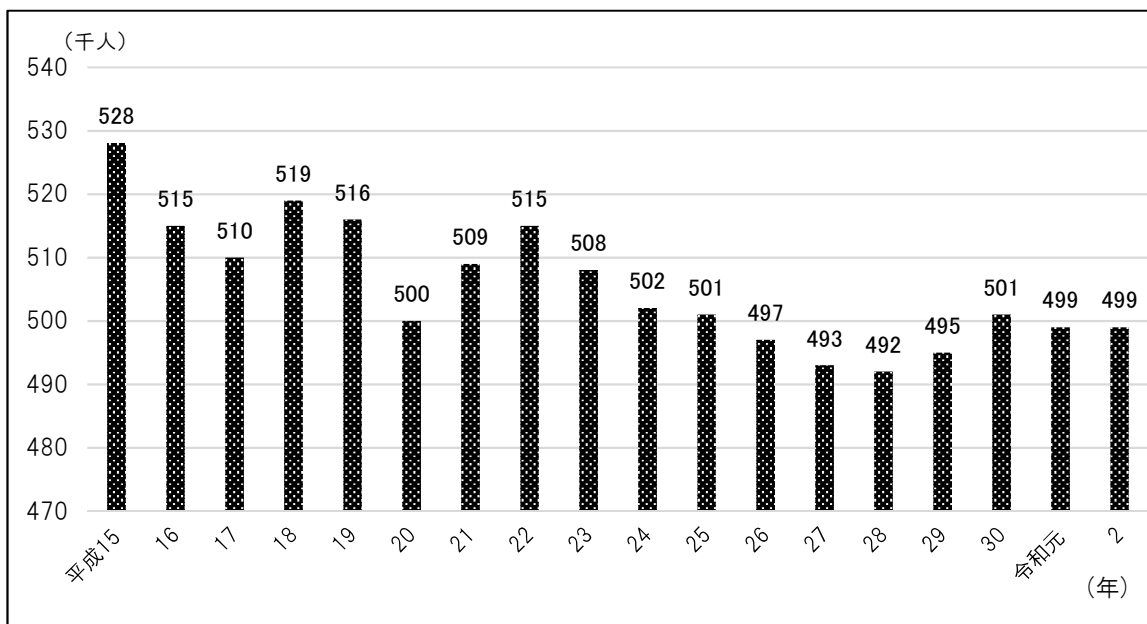
資料：総務省「国勢調査」

③ 雇用・労働情勢

少子高齢化の進展により、長期的には労働力不足が懸念される状況にあります。

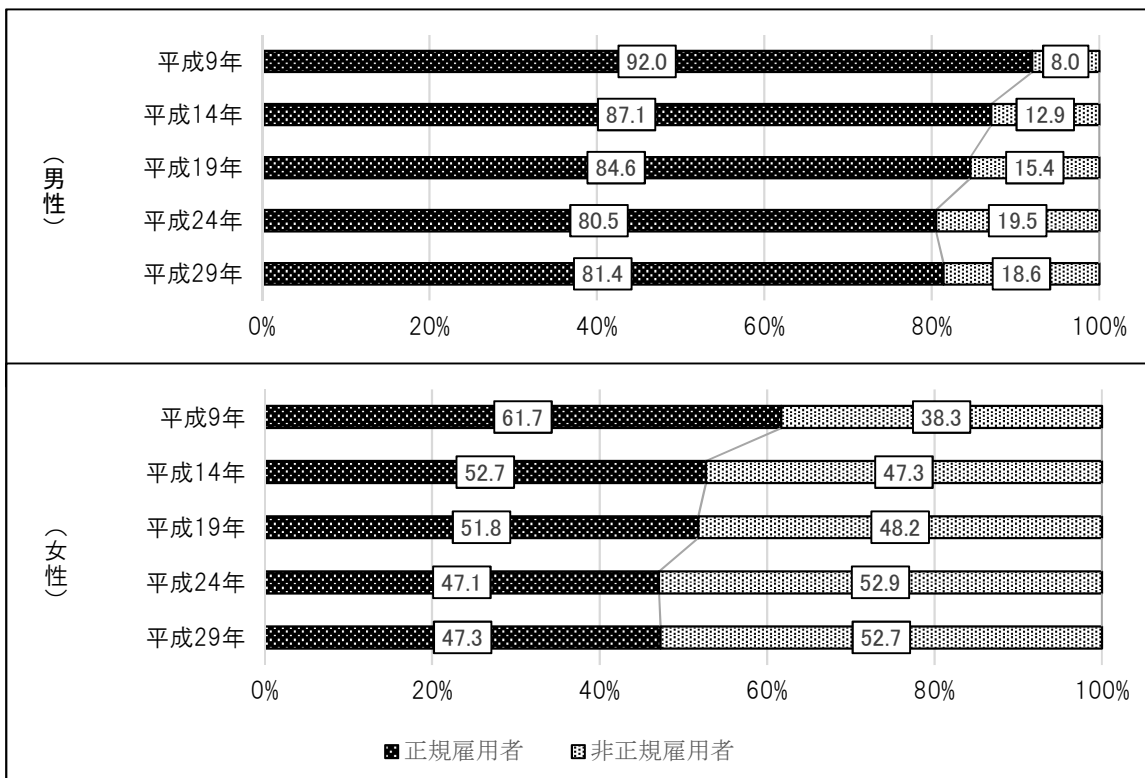
一方、有業者の従業上の地位を見ると、男女とも非正規雇用者の割合が概ね増加しており、特に女性では平成24年以降は非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を超えています。

◇ 労働力人口推移（香川県）



資料：総務省「労働力調査」

◇ 雇用形態割合（香川県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

(2) 人々の意識

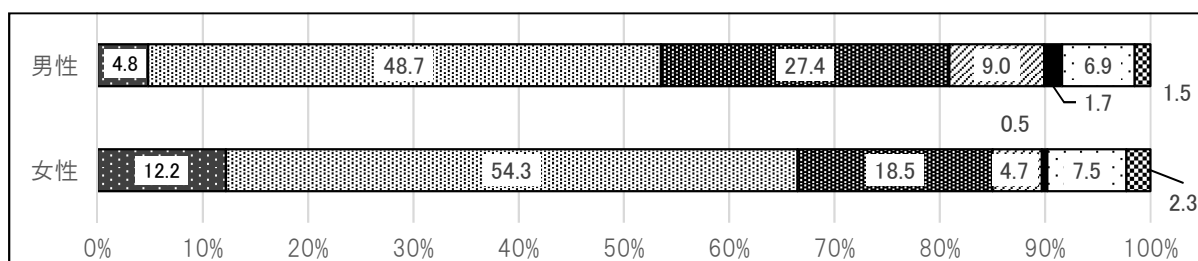
令和元年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で「平等になっている」が最も多くなったのを除くと、男女とも各分野で男性優遇になっているとの回答が多くなっています。

特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で、7割以上の人が男性優遇になっていると考えています。

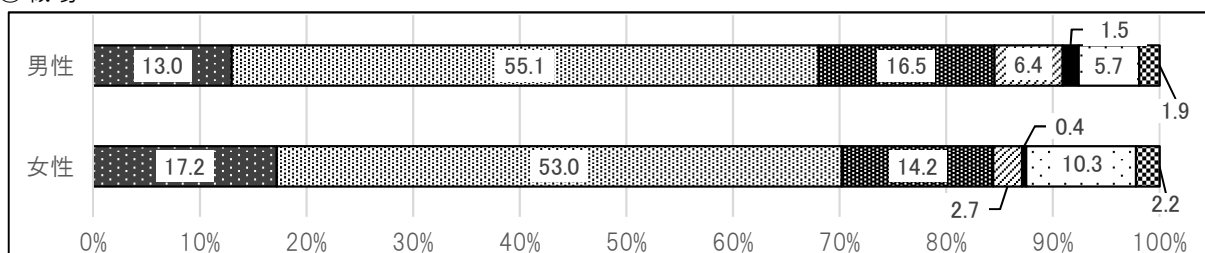
◇ 各分野の男女の地位の平等感

- 男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- 無効回答
- どちらかといえば男性が優遇
- どちらかといえば女性が優遇
- わからない

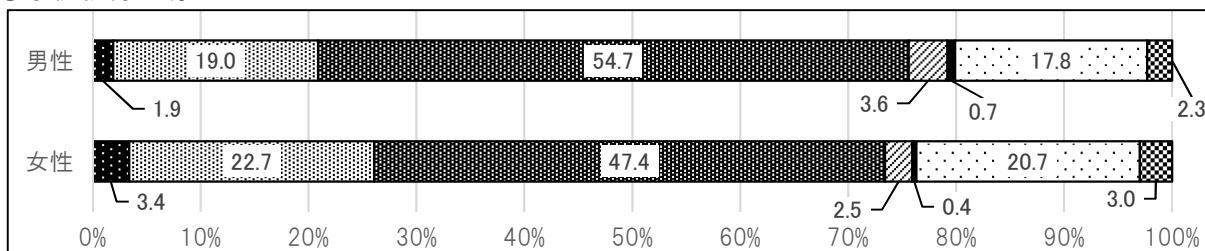
①家庭生活



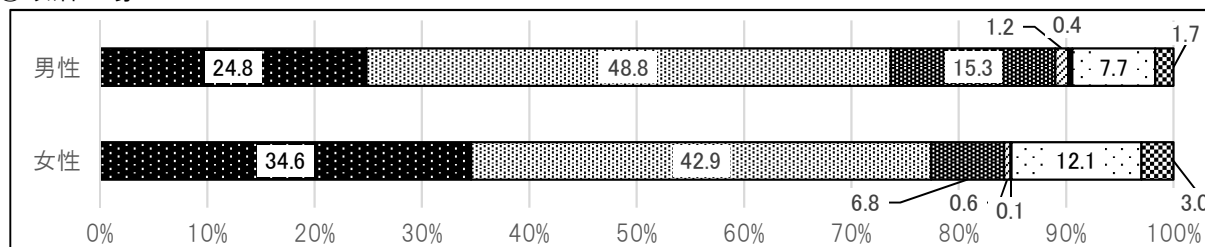
②職場



③学校教育の場

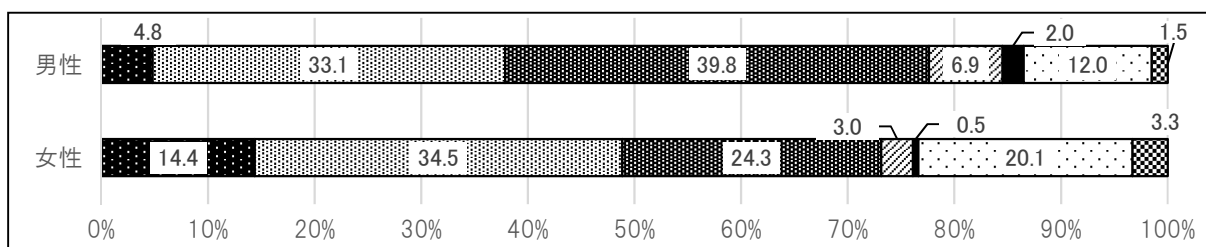


④政治の場

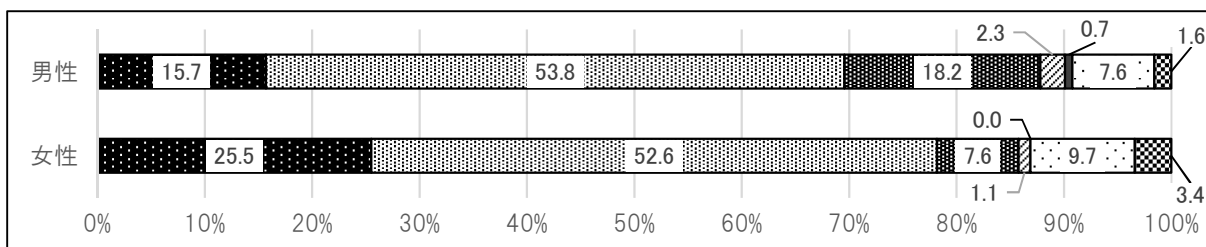


- 男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- 無効回答
- どちらかといえば男性が優遇
- どちらかといえば女性が優遇
- わからない

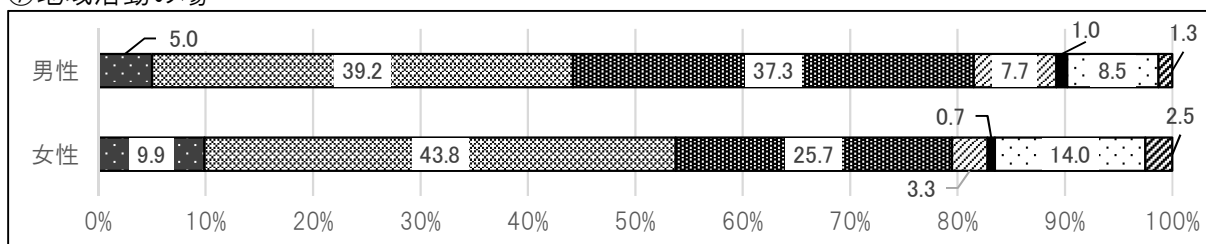
⑤ 法律や制度の上



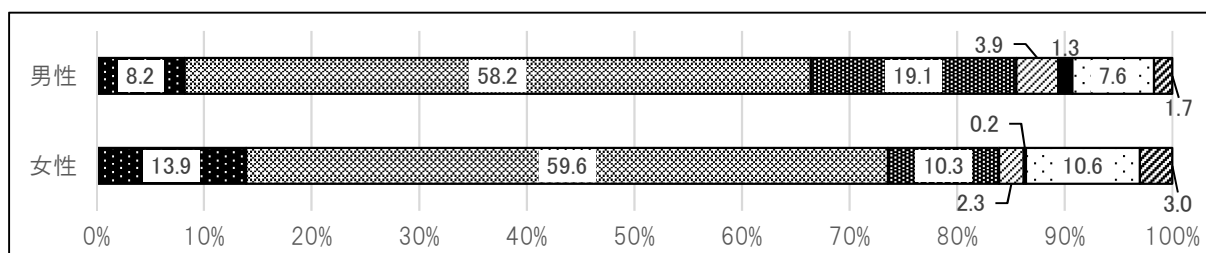
⑥ 社会通念・慣習・しきたりなど



⑦ 地域活動の場



⑧ 社会全体



資料：香川県「香川県民意識調査」(R元)

(3) 男女間の暴力の状況

令和元年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男性の約7%、女性の約17%が、配偶者等から身体に対する暴力を受けたことがあると回答しています。

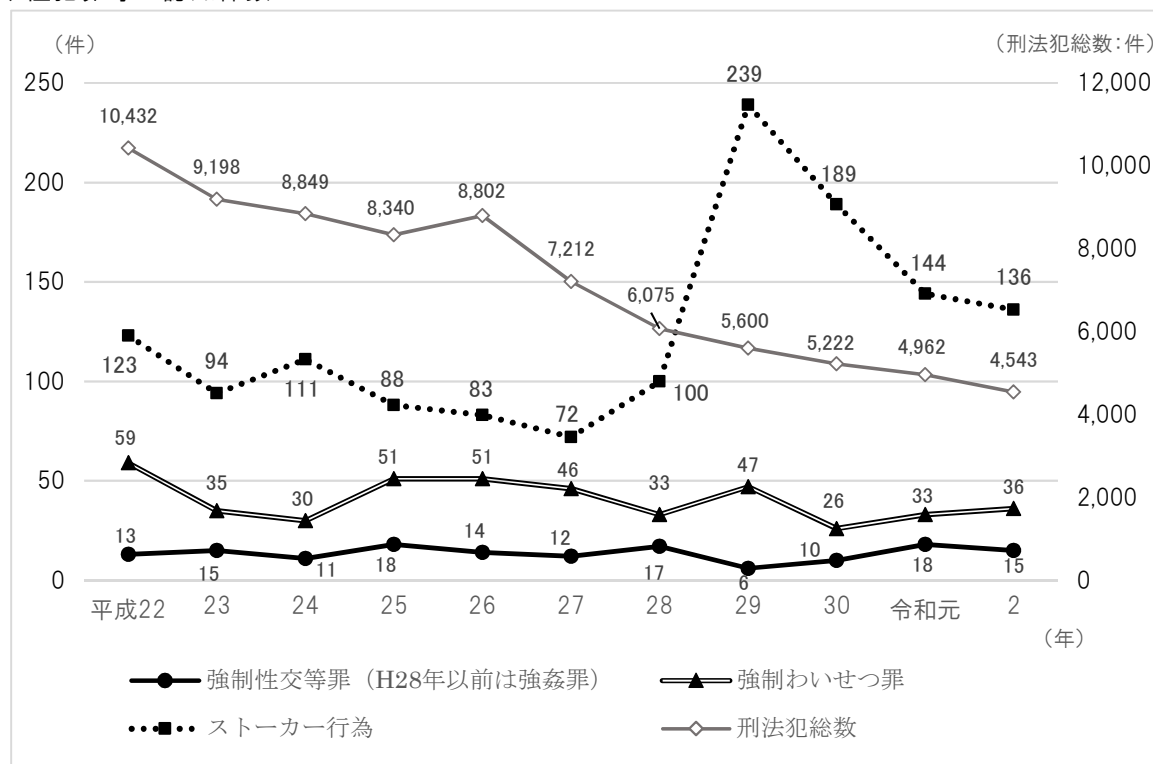
また、刑法犯総数は減少していますが、強制性交等罪と強制わいせつ罪は概ね横ばいとなっています。

◇ 配偶者等からの暴力の被害経験

		何度もあった	1,2度あった	まったくない	無回答
身体的暴力	男性	1.7%	5.0%	73.7%	19.5%
	女性	4.3%	12.4%	64.4%	18.9%
精神的暴力	男性	1.9%	3.8%	73.9%	20.3%
	女性	5.3%	8.1%	66.9%	19.7%
性的暴力	男性	0.5%	0.9%	78.3%	20.3%
	女性	4.6%	5.2%	69.7%	20.5%
経済的暴力	男性	1.0%	0.7%	77.7%	20.5%
	女性	5.9%	5.2%	68.2%	20.7%

資料：香川県「香川県民意識調査」(R元)

◇ 性犯罪等の認知件数



資料：香川県警察本部調べ

2 これまでの取組み

県では、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定以降、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」、平成 23 年に「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」、平成 27 年に「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」を策定しました。「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」で設けた目標値の進捗状況は次のとおりとなっています。

基本目標	進捗状況			
	A	B	C	D
〔基本目標Ⅰ〕 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進		1		1
市町男女共同参画計画策定率				○
男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数〔累計〕		○		
〔基本目標Ⅱ〕 あらゆる分野における女性の活躍の推進	8	4	1	1
県の審議会等に占める女性委員の割合				○
市町の審議会等に占める女性委員の割合		○		
女性防災士数	○			
子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数	○			
女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数	○			
利用者支援事業実施か所数		○		
地域子育て支援拠点事業実施か所数	○			
保育所等利用待機児童数		○		
病児・病後児保育事業実施か所数		○		
放課後児童クラブ実施か所数	○			
6 次産業化や農商工連携に新たに取り組む経営体に占める女性の経営体の割合	○			
農業委員に占める女性の割合	○			
女性認定農業者の新規認定数〔累計〕	○			
女性指導漁業士の新規認定数〔累計〕			○	

基本目標	進捗状況			
	A	B	C	D
〔基本目標Ⅲ〕女性の安全・安心対策の推進	1	2	2	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定市町数		○		
DV 予防啓発講演会の参加者数〔累計〕		○		
10 代の人工妊娠中絶実施率 (15 歳以上 20 歳未満女子人口千人対)	○			
子宮がん検診受診率			○	
乳がん検診受診率			○	
合計	9	7	3	2

※ 進捗状況は、令和2年度末現在で達成率が 100%以上のものを「A:概ね順調に推移している」、100%未満 50%以上を「B:一定程度進展している」、50%未満 0%超を「C:少しは進展している」、0%以下を「D:進展していない」としています。

なお、各項目ごとの数値については、Ⅳ 資料に掲載しています。

「第3次かがわ男女共同参画プラン」で目標値を設けた 21 項目のうち、19 項目で進展がみられ、全体としては概ね順調に推移しています。

一方で、県の審議会等に占める女性委員の割合など、より一層の取り組みが必要な課題もあり、今後も、男女共同参画社会の形成に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

3 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現は、男女が社会の対等な構成員として、均等に、政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができる社会をつくることです。

このため、国では、平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」を策定、その後、平成 17 年に第 2 次計画、平成 22 年に第 3 次計画、平成 27 年に第 4 次計画、令和 2 年に第 5 次計画を策定しました。

本県におきましても、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」、平成 23 年に「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」、平成 27 年に「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」と、社会の情勢等の変化を踏まえ 5 年ごとに改訂し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

また、平成 14 年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民の責務、男女共同参画の推進に関する基本的施策などを定めた「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。

今回、平成 27 年に策定した「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」の計画期間が令和 2 年度末で終了したことに伴い、これまでの取組みを検証し、社会情勢の変化等の新たな課題を踏まえ、男女共同参画を一層推進するため、「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

4 計画の性格と期間

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく都道府県男女共同参画計画であるとともに、香川県男女共同参画推進条例第 8 条に基づく男女共同参画計画として位置づけるものです。

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

5 計画策定の視点

本計画は、本県の実態および、県政運営の基本方針となる総合計画のもと、子育て支援や人権政策、労働政策、教育などの関連施策と密接な連携を図りながら、次の視点に留意し策定しています。

(1) 社会情勢への対応

○少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来

少子高齢化や人口減少により、地域における人々の結びつきの希薄化や、地域における共助の機能の低下などが懸念されています。

○新しい働き方とより一層の女性の活躍推進

長時間労働の是正などの働き方改革の推進に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワーク等の新しい働き方が求められています。また、持続可能な社会の実現に向けて、多様な視点の導入や労働力の確保の観点からも、より一層の女性の活躍推進が求められています。

○人生100年時代の到来

人生100年時代を見据え、若いときからその時々の人生ステージにおいて、主体的に働き方や学び方、生き方を選び、生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って自分らしく豊かに過ごせることが重要です。

○災害に強い社会の実現

大規模災害や感染症の流行など非常時においては、平常時における社会の課題がより顕在化することが指摘されており、平常時から男女共同参画を推進する必要があります。

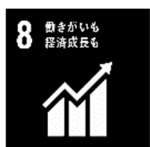
(2) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は、男性にとっても生きがいのある社会をめざすうえで重要な課題であり、長時間労働の見直しなど新しい働き方や、固定的な性別役割分担意識の解消は、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすいなど、主体的で多様な選択により、自分らしく生きられる社会の実現につながるものです。

(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関することなども含め、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであり、2015年9月に、国連サミットにおいて採択された国際社会全体の開発目標であるSDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現と方向を同じくするものです。

方向性を同じくするSDGsのゴール



6 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める次の4つの基本理念を計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

7 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度または慣行について配慮することを基本理念としており、これまで男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

このため、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運を醸成していきます。

また、男女共同参画の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」にとどまらず、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであるという考えのもと、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進していきます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、男女が相互に協力しながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活とその他の活動の両立が図られるようにすることが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や人材育成を進めるとともに、新しい働き方の推進等により仕事と生活の調和ができる社会づくりを推進します。また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に対応するためにも、働く場をはじめ、農林水産業や地域（地域コミュニティ）、科学技術など、あらゆる分野において女性の活躍を推進します。

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

災害時には平常時における社会の課題が顕在化することが指摘されており、男女共同参画の視点からの災害対応は、災害に強い社会の実現にとって不可欠なものであり、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立していきます。

また、女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と、被害からの心身の回復のための取組みや、自立に向けた支援等の推進に、関係機関が連携して取り組んでいきます。

さらに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた健康支援に取り組むほか、女性は、男性と比較して就業率が低く、非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があるため、生活面と就労面の両方からの支援に取り組めます。

Ⅱ 計画の内容

■ 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤づくりの推進     	1 男女共同参画の視点に 立った意識の改革、社会 制度・慣行の見直し	(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・ 提供 (3) メディア等における男女共同参画の視点で の表現
	2 男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充 実 (3) 生涯を通じた多様な学びの支援
	3 国際的視点に立った男 女共同参画の推進	(1) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性の活躍 の推進       	4 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提 供
	5 新しい働き方の推進等 による仕事と生活の調 和の実現	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現 (2) 労働者が安心して働ける環境づくり (3) 地域における子育てや介護支援の充実
	6 働く場における女性の 活躍推進	(1) 働く女性の活躍推進 (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能に する雇用環境等の整備
	7 農林水産業における男 女共同参画の推進	(1) 女性の主体的な経営参画推進 (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環 境づくり
	8 地域における男女共同 参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進
	9 科学技術・学術における 男女共同参画の推進	(1) 科学技術・学術における男女共同参画の推 進
III 安全・安心に暮らせる社会の実現         	10 防災における男女共同 参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災の現場における男女共同参画の推進
	11 女性へのあらゆる暴力 の根絶	(1) 女性への暴力の予防と根絶のための基盤づ くり (2) 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護 および自立支援の推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) 子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向 けた対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	12 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
	13 困難を抱えたあらゆる 女性等への支援と多様 性を尊重する環境の整 備	(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性等へ の支援 (2) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮ら せる環境の整備

※計画の基本理念を施策に具体化するため、3つの基本目標のもとに、13の重点目標を掲げ、施策を体系化しています。

※施策の内容は、重点目標ごとに、「現状と課題」、「施策の方向」、「県民に期待すること」等として記述しています。

※この計画では、男女共同参画の進捗状況を表すため、関連の深い項目を選び、基本目標ごとに「目標とする指標」として掲げています。

※専門用語などわかりにくい用語については、IV 資料「用語解説」をご覧ください。

■ 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

■現状と課題

令和元年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。また、男女の役割分担については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する意見が増えてきているものの、依然として賛成意見が約4割を占めています。

男女の役割分担にはさまざまな形態があり、それが、それぞれの個人や家族が主体的に選択したものであれば尊重されるべきものですが、性別だけを理由に、その役割分担を望まない人にまで押しつけることは、生き方について選択肢を狭め、不平等感を生むことにつながるおそれがあります。

人間には生まれつきの性別だけでなく、社会通念や慣習の中に、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」といった社会的性別（ジェンダー）があると考えられています。これらの中には、「男性は仕事、女性は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」というように、性別だけを理由に固定的に役割を決めつけてしまうことで、個人の個性と能力の発揮を阻害したり、女性のみならず男性の行動をも制約してしまうおそれのあるものもあります。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

そのためには、男性の家事・育児・介護などへの参画をはじめ、家庭や地域、職場などさまざまな場で、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。

■施策の方向

（１）人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

- ① 社会制度や慣行などの中に、性差別や個人の個性と能力の発揮を阻害する性別による固定的な役割分担、偏見などがないか見直す意識の定着に向けて広報・啓発を行います。また、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点の定義について誤解の解消に努め、また、恣意的な運用や解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発に努めます。
- ② 家庭・地域・職場などにおける男女共同参画社会の将来像について、できる限りわかりやすく具体的な広報・啓発に努めます。特に、男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域、家庭などへの男性の参画を重視した広報・啓発を推進するとともに、子どもや若者世代に対しても、男女共同参画の必要性について広報・啓発に努めます。
- ③ 性的指向・性自認（性同一性）に関して困難を抱えている人々は、偏見や無理解のため、学校や職場などで心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けたりなど困難な状況に置かれています。男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めること

は、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する
ことなども含め、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであるという考え
のもと、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発の推進
に取り組みます。

- ④ 関係法令や第４次かがわ男女共同参画プランなどの周知に努めます。
- ⑤ 男女共同参画に関する考え方や悩みなどについて、男女ともに相談できる相談体制
の充実に努めます。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の 推進	○広報・啓発にかかるリーフレット等の作成・配布 ○「男女共同参画週間」の実施 ○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、 「人権週間」を通じた意識啓発 ○男女共同参画を推進する講演会の開催等 ○かがわ男女共同参画推進員の活動促進 ○「男女共同参画社会基本法」、「香川県男女共同参画推進条 例」、「第４次かがわ男女共同参画プラン」などの周知	政策部 政策部 総務部 政策部 政策部 政策部
相談体制の充実	○男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	政策部

（２）男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- ① 随時、県民意識や男女の置かれている状況などについて調査研究を行います。
- ② 男女共同参画施策の実施状況の把握を行うとともに、先進的な取組事例などの情報
収集を行います。
- ③ 男女共同参画を効果的に推進するために、情報提供や分析、啓発、相談、研修など
の機能の充実に努めます。

施策	内容	担当部局
調査研究の実施	○県民意識の把握 ○男女共同参画に関する情報の収集	政策部 政策部
統計情報などの 充実	○男女共同参画に関するデータブックの整備 ○ライブラリーの充実	政策部 政策部
情報の提供	○男女共同参画に関する情報の提供 ○男女共同参画に関するホームページの充実	政策部 政策部

（３）メディア等における男女共同参画の視点での表現

- ① メディアに対して男女共同参画の視点での表現が行われるよう働きかけるとともに、
メディアにおける女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報に対応する
ため、関係法令を適正に運用します。
- ② 県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。
- ③ メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発
信する能力（メディア・リテラシー）を向上させるための啓発を行います。

施策	内容	担当部局
メディアにおける人権尊重への配慮	○メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進 ○「香川県青少年保護育成条例」の推進や青少年を取り巻く環境浄化の推進、啓発 ○「児童買春・児童ポルノ法」など関係法令に基づく厳正な対処	政策部 健康福祉部 警察本部
広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進	○県の広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進	政策部
メディア・リテラシーの向上	○メディア・リテラシーの向上のための広報・啓発 ○情報教育の推進	政策部 健康福祉部 教育委員会

■県民に期待すること

- ・ 社会の慣習やしきたりの中にある男女の不平等に気づき、見直していく。

■事業者期待すること

- ・ 企業広告などで、女性の人権尊重に配慮した表現を行う。

■市町に期待すること

- ・ 男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に向けて、地域の実情に合った取り組みを積極的に進める。

重点目標２ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解を深めるために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

また、我が国は世界有数の長寿社会を迎えており、長い期間をより充実したものにするためには、子どもから高齢者に至るまで、すべての県民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会をつくることが重要です。

このため、学校においては、教職員に対し人権尊重や男女共同参画に関する研修を行い、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する理解や認識を深めるための教育の充実を図るとともに、児童生徒がみずからの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけることができるようキャリア教育の推進が必要です。

さらに、人生 100 年時代を見据え、男女がともに生きがいを持ち、若者から高齢者までライフステージに応じて充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会・学習情報の提供や生涯を通じて学習に取り組める環境の整備が必要です。

■施策の方向

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

- ① 学校教育においては、一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての思考力や判断力を身につけるとともに、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深め、課題解決のための意欲や態度を高め、積極的に行動しようとする子どもを育成します。
- ② 男女が生涯を通じて個人の尊厳や男女共同参画の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような社会教育に取り組みます。
- ③ 子育て中の保護者などを対象とした家庭教育に関する学習機会の充実や、保護者同士の学びやネットワークづくりを促進する家庭教育推進専門員の資質向上等を図るとともに、子育てや教育についての悩みや不安を抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。
- ④ すべての教職員が人権尊重を基盤とした男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高め、児童生徒一人ひとりの個性と能力を尊重する教育を推進するための研修や、人権や人権問題についての知識・理解を深めるための研修を充実します。また、その他の教育関係者に対しても、さまざまな機会をとらえ、男女共同参画についての意識啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
学校教育の充実	○学校教育全体を通じた指導の充実	教育委員会 総務部
社会教育の推進	○男女共同参画を推進する講演会の開催や講師派遣 ○男女共同参画にかかる学習情報の提供 ○家庭教育の充実 ○家庭教育推進専門員の資質向上・派遣 ○教育相談の実施	政策部 政策部 教育委員会 教育委員会 教育委員会

教育関係者の意識啓発	○教職員の人権の尊重や男女共同参画に関する研修の実施 ○保育関係者の意識啓発	教育委員会 健康福祉部 総務部
------------	---	-----------------------

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ① 地域コミュニティを基盤とした活動の場づくりに努め、青少年の社会参加活動を促進します。
- ② 学校教育においては、望ましい勤労観や職業観を育て、自己の個性を理解し、将来の社会的、職業的自立の基盤となる能力・態度を育成します。
- ③ 児童生徒が自己の適性や希望に合った進路が選択できるよう、主体的な進路の選択と将来設計にかかわる指導を実施します。
- ④ 高校生が適性や希望に合った就職ができるよう、求人開拓や就職相談など、関係機関と連携して就職支援に努めます。
- ⑤ 就職を希望する生徒が実践的な知識や技能を身につけ、専門的な知識や技能の習得に意欲を持って取り組むことができるよう努めます。

施策	内容	担当部局
学習活動の充実	○青少年の社会参加活動の促進	健康福祉部
キャリア教育の推進	○学校教育におけるキャリア教育の充実	教育委員会
進路指導の充実	○進路指導の充実	教育委員会 総務部

(3) 生涯を通じた多様な学びの支援

- ① 男女ともに個性と能力を十分に発揮し、多様な選択を可能にするために、一人ひとりが、みずからの意思で、いつでも自由に学習機会を享受できるよう必要な学びの支援を行います。
- ② 地域における多様な人材の育成・確保へのニーズに対応するため、県内大学等と連携し、社会人を含めた幅広い年齢層を対象にリカレント教育を推進し、地域を担う実践的な専門人材の育成・確保に努めます。
- ③ 高齢者が知識や教養を身につけながら、みずからの健康と生きがいづくりを図るとともに、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成する「かがわ長寿大学」の運営を支援します。
- ④ 高齢者の豊富な知識や経験を生かせるよう、地域社会で活躍できる場の情報収集や提供を行う「高齢者いきいき案内所」の運営を行います。

施策	内容	担当部局
生涯を通じた学びの支援	○「かがわ長寿大学」の運営を支援 ○「高齢者いきいき案内所」の運営を委託	健康福祉部 健康福祉部
生涯学習の推進	○学習機会の提供 ○学習情報の提供	教育委員会 教育委員会

■県民に期待すること

- ・ 元気な高齢者が地域活動などに参加して地域を支える担い手として活躍する。

■事業者に期待すること

- ・ インターンシップ実施にかかる支援を行う。

■市町に期待すること

- ・ 学校教育全体を通じた指導の充実を図る。
- ・ キャリア教育の推進を図る。
- ・ 県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

■現状と課題

平成 27 年 9 月に、国連において持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組みを進めています。

このような中で、男女共同参画社会の実現に取り組むに当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）のほか、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）などの条約や、これまでの世界会議における行動計画、行動綱領などの女性の地位向上のための国際的な規範や基準、女性差別の撤廃に向けた世界的な潮流を踏まえて、県民に対して周知・啓発を図ることが重要です。

また、社会経済のグローバル化により、国際的に人、モノ、情報の交流が活発化する中、アジア各国をはじめ多くの国から留学生や技能実習生などの入国が増加しており、香川県における在留外国人数も増加傾向が続いています。また、国際化を担う主体も行政をはじめ、NPO、NGOなどの民間団体や、大学、企業などに多様化しています。

このような中、県内で暮らす外国人は言葉や文化・習慣などの違いから、生活するうえでさまざまな問題に直面しています。外国人住民にとって住みやすく、日本人住民にとっても安心して住みやすい社会を作っていくためには、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生社会の実現に向けた取組みを進め、香川で暮らす外国人と日本人との相互理解を促進することが必要です。

■施策の方向**（１）国際的視点に立った男女共同参画の推進**

- ① 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）や、「女子差別撤廃条約」など、男女共同参画や女性の地位向上に関連の深い国際的な規範や基準などの普及啓発を図ります。
- ② 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発の推進に取り組めます。
- ③ 県民一人ひとりが国際社会の一員として活動することができるよう、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際理解教育を推進するとともに、地域におけるリーダーを育成するなど、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。
- ④ 日本語や日本社会についての知識や理解が十分でない外国人住民が安心して生活できるよう、行政機関や各種団体、企業などと連携しながら、多言語情報の提供や日本の社会に関する学習支援、生活相談や人権・法律相談などを実施するとともに、日本語の習得支援や通訳ボランティア派遣制度など外国人住民のコミュニケーション支援に取り組めます。
- ⑤ これまでの国際交流や国際協力の実績を活用して、県民や民間団体などによる活動がさらに活発化し、相互発展につながるような取組みを推進します。
- ⑥ 異なる文化や価値観を有する日本人住民と外国人住民が、地域の一員として、互いの文化や生活習慣などを尊重し、対等な関係を築きながら共生し、地域の活性化、グローバル化へ連携・協働していけるよう、意識啓発します。

施策	内容	担当部局
国際規範・基準の浸透	○持続可能な開発目標（SDGs）や、女子差別撤廃条約などの国際規範、基準の普及啓発 ○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」を通じた意識啓発（再掲）	政策部 総務部
国際交流・協力の推進	○国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供 ○世界の各地域とのネットワークの構築 ○地域の特性を生かした国際協力の推進 ○民間国際交流・協力団体などの活動支援	総務部 総務部 総務部 総務部
多文化共生の推進	○行政情報、生活情報等の多言語化、県内各所における相談窓口の設置 ○日本の社会、文化等の理解促進のための支援 ○かがわ外国人相談支援センターの運営 ○通訳ボランティアの派遣制度、日本語講座の充実 ○国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供（再掲） ○民間国際交流・協力団体などの活動支援（再掲）	総務部 総務部 総務部 総務部 総務部

■県民に期待すること

- ・ 県民主導により、男女共同参画の視点から国際交流・協力活動を行う。
- ・ 男女共同参画の視点から、お互いの文化や人権を尊重し、多文化共生の意識を高める。

■事業者に期待すること

- ・ 男女共同参画の視点から、外国人労働者の雇用や、外国人を対象とする事業の実施に当たっては、その文化や人権を尊重し、生活習慣などにも配慮する。

■市町に期待すること

- ・ 県民の異文化理解促進に努めるとともに、民間団体、ボランティアと協力しながら、国際的視点に立った男女共同参画の普及啓発に努める。

■ 基本目標 Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

重点目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■現状と課題

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入が必要であり、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、人口の半数を占める女性があらゆる分野における政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要です。

第3次かがわ男女共同参画プランにおいては、県の審議会等の女性委員の割合を40%以上とすることを目標にしていましたが、令和2年度末現在の割合は35.8%であり、今後40%以上を達成するためには、更に積極的に取り組む必要があります。また、県の管理職に占める女性の割合や学校の管理職に占める女性の割合は増加していますが、より一層登用を進める必要があります。

一方、国においては、令和2年12月25日に第5次男女共同参画基本計画が策定され、2020年代の可能な限り早期に政治・行政・雇用等各分野における指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるようめざして取り組みを進めることが明記され、企業などにおいても女性の参画拡大が求められています。こうした中、県が率先して政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、企業や各種団体などに対しても女性の登用を働きかけ、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る必要があります。

そのためには、女性の活躍に対する管理職の意識改革や、女性自身の意欲や能力の向上も必要であり、女性みずからが意欲的に参画し、能力が発揮できるよう、リーダーとなり得る人材を養成する必要があります。

■施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ① 2025年までに、指導的地位に女性が占める割合が30%を超えるよう、各分野の取り組みを進めます。また、県の審議会等委員への女性の参画については、2025年度末までに40%以上にすることを目標とし、幅広く人材を活用するという観点から適任者の登用を進めます。
- ② 男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画社会基本法の第2条第2号の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について周知・啓発します。
- ③ 県職員や教職員について、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、男女の機会均等の確保と職域の拡大により、女性職員の管理・監督者への登用を推進します。
- ④ 市町には審議会等委員への女性の登用や女性職員の管理・監督者への登用を推進するよう要請します。また、企業や各種団体などにも女性の登用を働きかけます。
- ⑤ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨や参画を推進するための環境づくりを促進します。

施策	内容	担当部局
県の審議会等委員への女性の参画の	○女性委員の割合の定期的把握と改選時期を踏まえた女性委員登用の個別的要請	政策部

促進	○団体推薦と職務指定による委員選任のあり方の見直し	政策部
女性県職員・教職員の登用などの推進	○女性県職員の職域拡大と管理・監督者への登用の推進 ○学校管理職への女性の登用の推進	総務部 教育委員会
市町・各種団体などでの取組みの要請	○市町での審議会委員への女性の登用や女性職員の職域拡大と管理・監督者への登用推進の要請 ○企業や各種団体などへの啓発 ○農業委員の選任について関係団体への働きかけ	政策部 政策部 商工労働部 農政水産部

(2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

- ① 男女共同参画を進めていくための女性リーダーの養成に努めます。
- ② 女性の人材に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、情報を適切に提供できる体制を充実します。また、女性団体などの協力のもと、新たな人材の発掘や育成に努めます。

施策	内容	担当部局
人材の養成	○女性リーダーの養成	政策部
女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	○人材に関するデータベースの整備 ○政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供	政策部 政策部

■県民に期待すること

- ・ 女性が、あらゆる分野の活動において意思決定過程へ積極的に参画できるように、男女共同参画にかかる意識を高める。
- ・ 身近で行われる研修会などに積極的に参加する。
- ・ 女性自身が、リーダーとして参画できる機会を積極的に生かす。

■事業者に期待すること

- ・ 意思決定過程への女性の登用を推進する。
- ・ 女性が積極的に研修等に参加できるよう環境づくりに努める。

■市町に期待すること

- ・ 女性の参画の拡大を図るため、審議会等委員への女性の登用目標値を設定する。
- ・ 職域拡大などにより、女性職員の管理・監督者への登用を推進する。
- ・ 女性がリーダーとして活躍できる場を提供する。

■現状と課題

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動などを通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なことです。また、働きたい人が安心して働き続けられ、その能力を十分に発揮できる環境づくりを推進することは、企業にとっても人材の確保、生産性の向上につながり、経済社会の持続可能な発展のためにも重要なことです。

平成 30 年 6 月に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等が盛り込まれたいわゆる働き方改革関連法が成立したほか、令和 2 年 6 月には、職場におけるハラスメントの防止等のため、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正が行われ、令和 3 年 6 月には、男性の育児休業取得促進等のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正が行われました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワーク等の新しい働き方も求められています。

こうした中、本県における年間総実労働時間は減少傾向にあるものの、全国平均に比べて長いことから、多様な働き方を選択できるよう、働き方改革を推進するとともに、性別を理由とする差別的取扱いや、職場におけるハラスメントの防止など、労働者が安心して働くことのできる雇用環境を整備することが必要です。

また、本県では、全国と比べて妊娠・子育て期を通じて就労している女性の割合が高く、その割合も上昇傾向にあります。家事や育児、介護などが依然として女性に偏っており、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、子育て家庭の孤立化が進み、不安や悩みを抱える保護者等への対応が一層重要となっています。

このため、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、社会全体で働き方を見直しを促進し、家庭生活の充実が図られるとともに、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、また、介護を担う家族が安心して働き続けられるよう、仕事と生活の調和ができる社会づくりが必要です。

■施策の方向

（１）ワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に取り組むことの必要性や意義などについて、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。
- ② 企業等への助言による働きかけや優良事例の情報発信、育児・介護休業法の周知・啓発等を通じて、企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革や、男女がともに仕事と育児・介護との両立を図ることができる職場環境の整備などを促進します。
- ③ 仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの状況に応じて、テレワークなどの新しい働き方をはじめ多様で柔軟な働き方を推進する企業等の取組みを支援します。
- ④ すべての男性が家事・育児や介護に参画できるよう、男性自身の意識だけでなく、周囲の意識改革のための広報・啓発などを行います。
- ⑤ 家庭における父親の役割の重要性の周知や責任の自覚を促し、おやじの会などによる父親の家庭教育や地域活動への積極的な参加を支援します。

- ⑥ 県職員や教職員が仕事と生活を調和させることができるよう、各種制度の周知や意識改革などに努めます。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 ○男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発 ○「家庭の日」の一層の普及 ○家庭教育に関する学習機会の充実 ○父親の家庭教育参加の支援 ○父親の子育て意識の醸成と両親学級などの開催の促進 ○子育てや介護を行う労働者に対する相談・情報提供 ○家事・育児や介護への男性の参画に対する周囲の意識の変革のための啓発および情報提供	商工労働部 政策部 健康福祉部 教育委員会 教育委員会 健康福祉部 商工労働部 政策部
企業等の取り組みの促進	○所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた広報・啓発 ○育児・介護休業など仕事と子育て・介護の両立を支援する諸制度の広報・啓発 ○働き方改革推進アドバイザーの派遣 ○かがわ働き方改革推進宣言企業の登録促進とかがわ働き方改革推進大賞の表彰 ○働き方改革に取り組む企業等の優良事例等の情報発信 ○男性が育児休業を取得し、子育てしやすい環境整備を推進するための経営者等を含めた職場の意識改革の促進 ○子育て行動計画策定企業認証マークの交付 ○テレワークなどの新しい働き方の推進に取り組む企業等への支援 ○医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的に実施する勤務環境改善に向けた取り組みの支援 ○医師、看護師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 健康福祉部 健康福祉部 病院局
県における取り組みの推進	○育児休業など子育てに関連する各種制度の周知、県職員と教職員の意識改革、業務の合理化の推進	総務部 教育委員会 警察本部

(2) 労働者が安心して働ける環境づくり

- ① 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の趣旨の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。
- ② 企業経営者や、管理職、労働者の意識改革を促進するなど、働く意欲のあるすべての人が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ③ 労働者が安心して働ける環境づくりに向け、労働相談の充実や、労働関係法令等の普及啓発により、労働者の労働条件や職場環境の改善、ハラスメントの防止等に努めます。
- ④ 「労働基準法」や「労働安全衛生法」ならびに「男女雇用機会均等法」の労働者の健康管理に関する規定を事業主が遵守するよう、広報・啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の促進	○男女雇用機会均等の確保の促進 ○職場におけるハラスメントの防止のための関係法令等の広報・啓発 ○労働者の健康管理対策の推進のための関係法令等の広報・啓発	商工労働部 商工労働部 商工労働部
医療機関の取組みの支援	○医療機関が設置する病院内保育所の運営等に対する支援 ○多様な保育サービスの充実 ○育児短時間勤務の利用推進	健康福祉部 健康福祉部 病院局 病院局
職場におけるハラスメントへの対応	○職場におけるハラスメントの相談に対する労働相談員の助言、情報提供	商工労働部

(3) 地域における子育てや介護支援の充実

- ① 妊娠や子育て期の不安や心の悩みに対し早期に支援を行えるよう、妊娠期から産後における心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。
- ② 子育て支援NPOや子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進するほか、官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を応援していく活動の取組みを進めます。
- ③ 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子育て家庭を含む地域の方々全般を対象に、子育てに関する正しい知識や子育て支援の情報を学ぶとともに、子育て家庭が地域とのつながりを持つきっかけとなる取組みを進めます。
- ④ 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実させます。
- ⑤ 子育て支援に積極的に取り組んでいる団体、企業、店舗等を顕彰し、広く県民の方々に広報することにより、子育て支援の取組みの促進や社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。
- ⑥ 夜間の子どもの急な発病やケガに対して、電話により気軽に医療の専門家に相談ができる夜間救急電話相談事業や、小児救命救急医療センターの運営を支援し、安心して子育てのできる体制の整備に努めます。
- ⑦ 介護が必要となった高齢者の特性やニーズに応じた、保健・医療・福祉サービスや介護サービスなどの充実に努めます。

施策	内容	担当部局
社会全体での子育て支援のネットワークの充実	○社会全体での子育て支援のネットワークづくり ○乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり ○妊娠や子育て支援に関する情報提供	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部

地域における子育て支援の充実	○地域子育て支援拠点事業 ○実施主体である市町が計画的に量・質両面にわたり就学前の教育・保育を充実させるよう提供体制の確保を支援 ○待機児童の解消 ○延長・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育の充実 ○相談助言体制づくりの促進 ○研修等による子育て支援を担う人材の資質の向上 ○保育所・認定こども園・幼稚園等における地域子育て支援の充実 ○障害児の療育体制の充実	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 総務部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 総務部 教育委員会 健康福祉部
放課後児童クラブなどの放課後児童対策	○放課後児童クラブの設置促進 ○放課後児童健全育成事業実施のための施設整備促進 ○放課後子供教室の推進	健康福祉部 健康福祉部 教育委員会
子ども・子育てに関する相談・支援体制の充実	○相談・支援活動の充実	健康福祉部
社会全体での子育て支援体制の充実	○家事や育児などに対する男女共同参画意識の醸成 ○「みんな子育て応援団」体制の推進 ○子育て支援に取り組む団体等の顕彰 ○「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進	政策部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
小児救急医療体制の充実	○夜間小児救急電話相談事業の実施 ○小児救命救急センターの運営にかかる支援	健康福祉部 健康福祉部
質の高い保健・医療サービスの提供	○国保総合保健施設の整備 ○救急医療の確保 ○へき地における医療の確保	健康福祉部 健康福祉部 病院局 健康福祉部 病院局
介護サービス等の充実	○介護サービスの充実 ○利用者本位のサービス提供の推進 ○適正な介護保険制度の運用	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部

■県民に期待すること

- ・ 男女がともに仕事と生活の調和の実現のために、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組む。
- ・ 子どもの活動や健やかな育ちを支援したり、子どもの見守りに参加したりするなど、それぞれの関係者と連携して、あたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育む。

■事業者に期待すること

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、それぞれの状況に応じて新しい働き方をはじめ、多様で柔軟な働き方を推進する。
- ・ 「男女雇用機会均等法」などを遵守し、募集、採用、配置、昇進などあらゆる面で男女の差別的取扱いをしないことを推進する。

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に努める。
- ・ 職場における労働者の健康管理に努める。
- ・ 地域子育て支援拠点の支援者として、子育て親子にとっての身近な相談相手となり、利用者相互の交流促進や地域の子育てに関する情報提供等の支援を行う。

■市町に期待すること

- ・ 地域の子育て支援体制など地域社会で支える仕組みをつくる。
- ・ 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、関係法令とその趣旨を周知する。
- ・ 市町行動計画に基づき、次世代育成支援施策を推進する。
- ・ 住民に最も身近な自治体である市町は、就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体であり、保育等の質と量を確保するため、地域の実情に応じた取組みを関係者と連携しながら進める。
- ・ 放課後子供教室の推進を図る。

■現状と課題

本県における女性の有業率をみると、20 代後半から出産や育児のためいったん退職し、40 代あたりから再就職する、いわゆる「M字カーブ」は緩やかになってきているものの、女性の「25 歳から 34 歳まで」および「35 歳から 44 歳まで」における離職理由は、「出産・育児のため」が最も多くなっています。

また、離職後の再就職に当たっては、非正規雇用者となる場合が多いことなどから、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合が約 2 割であるのに対し、女性雇用者における割合は約 5 割となっています。加えて、管理的職業従事者における女性の割合については 2 割に満たない状況です。これらのことは、給与等処遇面での格差となり、男女間の賃金格差にもつながっているとされています。

このように、働く場において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を踏まえると、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが重要です。

一方、本格的な人口減少社会を迎え少子高齢化が急速に進む中、労働力の減少などが、経済成長の大きな抑制要因となることが懸念されており、柔軟で持続可能な社会を築くためには、企業等の人材の多様性を確保することが不可欠であり、国においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が改正され、令和 4 年度からは一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、女性の職業生活における活躍の推進が今後、ますます求められています。

このため、働く女性が、その個性と能力が十分に発揮できるよう、能力向上のための支援を図るほか、企業の積極的な取組みを促すとともに、働くことを希望する女性の継続就業や再就職に対し支援を行うなど、希望に応じた多様な働き方が実現できる雇用環境等の整備が必要です。

■施策の方向**（１）働く女性の活躍推進**

- ① 「女性活躍推進法」の周知を図るとともに、同法に基づく推進計画を策定し、推進計画に沿った事業を実施することにより、「女性活躍推進法」がより確実に遵守され定着するよう努めます。
- ② 雇用の分野における男女の均等な機会が確保され、女性が個性とその能力を十分に発揮できる環境づくりや、女性の能力発揮のための積極的取組みについての気運の醸成を図ります。
- ③ 他の模範となる取組みを推進する企業の表彰や雇用拡大、雇用管理改善、女性管理職の登用等に積極的に取り組む先進事例の情報発信など、女性の職業能力が一層発揮できる環境づくりに向けた支援を行います。
- ④ 働く女性や働きたい女性の労働意欲や能力を向上させるとともに、企業経営者や管理職、男性労働者の働く女性の活躍に対する意識改革などに努めます。
- ⑤ 商工業に従事する女性のネットワークの構築や経営能力の向上を図るため、商工団体が取り組む研修会の開催などへの支援を行います。
- ⑥ 県内で新たに事業を開始する際に、必要な設備・運転資金の融資などを行います。
- ⑦ （公財）かがわ産業支援財団に設置している創業支援センターにおいて、専門家による経営等に関する相談や、各種助成制度の情報提供などの支援を行います。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○働く女性の活躍推進に関する広報・啓発 ○「女性活躍推進法」やその指針等の周知のための広報・啓発 ○企業での女性の能力発揮のための積極的取組みに対する気運の醸成	商工労働部 商工労働部 商工労働部
企業等の取組みの推進	○かがわ女性キラサポ宣言登録促進とかがわ女性キラサポ大賞の表彰等 ○働く女性の活躍を推進するイベント（セミナーなど）の開催、支援 ○働き方改革推進アドバイザーの派遣（再掲）	商工労働部 商工労働部 商工労働部
自営業などに従事する女性への支援	○商工業に従事する女性のネットワークの構築や、経営能力の向上を図るための研修会、講演会の開催	商工労働部
女性起業家の支援	○創業のための資金融資、経営相談対応	商工労働部

（２）多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

- ① 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）および「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。
- ② 出産や子育て期を経て女性が就業を継続できるよう、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を促進します。
- ③ かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおいて、現在職についていない女性等への就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習等を実施し、新規就業につながるよう支援します。
- ④ 退職した女性の再就職の機会を確保するため、県立高等技術学校に、再就職を希望する女性のニーズにも対応した訓練科目を設けるなどの支援を行います。
- ⑤ 商工団体が取り組む研修会の開催などへの支援を通じて、商工業に従事する女性の経営能力の向上を図ります。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○「パートタイム・有期雇用労働法」および「労働者派遣法」の周知のための広報・啓発	商工労働部
再就職に向けた支援	○事業主に対する再雇用制度の普及啓発 ○再就職希望者への支援制度の周知 ○かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおける現在職についていない女性等への就労支援 ○県立高等技術学校における職業訓練の実施 ○休職中の一時預かり事業についての周知	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 健康福祉部

自営業などに従事する女性への支援	○商工業に従事する女性のネットワークの構築や、経営能力の向上を図るための研修会、講演会の開催（再掲）	商工労働部
------------------	--	-------

■県民に期待すること

- ・ 女性がみずから望む働き方が実現できるよう、社会全体で働く女性の活躍推進に対する理解を深める。

■事業者に期待すること

- ・ 「女性活躍推進法」を遵守し、女性の能力開発のための積極的取組みを推進する。
- ・ 「パートタイム・有期雇用労働法」などを遵守し、働きたい女性はその希望に応じた働き方を選択できるよう、多様な働き方を推進する。
- ・ 離転職希望者の再就職のための教育・訓練などに配慮する。
- ・ 各医療機関において勤務環境改善に取り組む。

■市町に期待すること

- ・ 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、関係法令とその趣旨を周知する。

重点目標 7

農林水産業における男女共同参画の推進

■現状と課題

本県の基幹的農業従事者の約4割が女性であるなど、農業において、女性は産業の担い手として大きな役割を果たしていますが、経営に主体的に参画している女性は少ない状況です。また、漁業においては、漁業就業者数のうち、女性は約1割にすぎず、高齢化も進んでいます。

このような中で女性が意欲と責任を持って農林水産業に従事するためには、経営における位置づけを明確にし、女性の主体的な経営への参画を促進することが、より重要となっています。また、女性の能力を十分に活用し、活力ある地域づくりを進めるため、次代を担う地域リーダーを育成するとともに、女性農業者同士のネットワーク化や女性の起業活動を促進することにより、女性農業者が孤立することなく、能力を発揮できる環境の整備を図ることが必要です。また、高齢者の優れた知識や技術を次世代に円滑に継承していく必要があります。

■施策の方向

(1) 女性の主体的な経営参画推進

- ① 仕事と生活の調和を考慮した営農（漁）活動が実践され、経営面における女性の役割が適正に評価されるよう、社会的気運の醸成に努めます。
- ② 女性が経営に参画できるルールづくりを推進するとともに、女性の能力向上のため、研修・交流の場を提供します。
- ③ 農業士の認定、女性組織の実践活動の推進、研修や情報交換の場づくりなどを通して、次世代女性リーダーの育成を図ります。

施策	内容	担当部局
女性の経営参画の推進	○経営面における女性の役割を適正に評価する社会的気運の醸成	農政水産部
	○家族経営協定などのツールを活用した営農（漁）活動の充実	農政水産部
	○共同申請などによる認定農業者への誘導	農政水産部
次代を担う女性リーダーの育成	○女性農業者を対象とした研修会、意見交換会などの充実	農政水産部

(2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

- ① 加工品の販路拡大やネットワークの充実などにより、女性起業家による6次産業化の取組みを支援します。
- ② 高齢者の優れた知識や技術の円滑な継承を促進します。

施策	内容	担当部局
農山漁村を支える多彩な女性・高齢者活動の充実	○女性起業家などの販路拡大やネットワークへの支援	農政水産部
	○農山漁村の活性化に向けた継承活動への支援	農政水産部

■県民に期待すること

- ・ 女性みずから、社会参画能力を向上し、政策・方針決定過程に積極的に参画する。

■事業者に期待すること

- ・ 定期的に経営状況や、仕事の役割分担を見直し、仕事と生活の調和に配慮した営農（漁）活動を実践する。
- ・ 地域の先進事例などを参考に、みずからが働きやすい就業条件や環境を再考し、生活面や地域を支える活動に積極的に参画する。

■市町に期待すること

- ・ 農業改良普及センターなどと連携を深めながら、認定農業者制度などの活用や、女性の経営能力向上のための学習の場、ネットワークづくりを支援する。
- ・ 市町の農林水産関係審議会などへの女性の参画の拡大に取り組む。

重点目標 8 地域における男女共同参画の推進

■現状と課題

地域（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化に加え、核家族や高齢者のみの世帯の増加、価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域や家庭が本来持っていた共助の機能が低下しつつあり、地域社会におけるつながりの希薄化が懸念されています。

また、地域の課題やニーズは多様化・複雑化しており、その解決には性別や年齢等にとられない多様な視点、多様な主体を取り入れていくことが重要です。

しかし、自治会などの地域における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況です。また、若い女性の地方から大都市圏への転出の背景として、固定的な性別役割分担意識などが強く存在しており、女性の居場所と出番を奪っていることや、男性も女性も問題意識を持ちながらも具体的な行動の変容に至っていないことが指摘されており、地方創生の観点からも地域における女性の活躍推進は重要です。

このため、地域における男女共同参画の重要性を周知・啓発するとともに、地域における女性の参画を促進し、一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、地域資源を活用して活性化を図り、活力ある地域づくりを促進することが必要です。

■施策の方向

（１）地域における男女共同参画の推進

- ① 地域づくりやまちづくりなど、さまざまな場面において女性の意見が反映されるよう、地域における意思決定過程への女性の参画を促進します。
- ② 男女共同参画の視点に立った地域リーダーを養成するとともに、地域ネットワークの構築を促進します。
- ③ 男女が年齢に関わりなく、地域団体、NPO・ボランティアなど地域の課題解決を担う活動への参画について広報・啓発に取り組みます。
- ④ 性別や年齢に関係なく、多様な人材が関わった個性豊かで多彩な地域づくりへの取り組みが促進されるよう、市町と連携し地域住民の意識の醸成や地域づくりの担い手となる人材・組織の育成に取り組みます。
- ⑤ 地域資源を生かした取り組みに関する情報提供や、全国の先進的な取組事例を市町や地域住民等と共有するための研修を実施するなど、地域の特性や地域の取組みの状況に応じた効果的な支援を行います。
- ⑥ 個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって実施する地域づくり活動を促進します。

施策	内容	担当部局
地域における男女共同参画の推進	○地域リーダーの養成 ○地域ネットワークの構築支援 ○かがわ男女共同参画推進員の活動の推進 ○地域におけるさまざまな活動への参画推進 ○防災分野における女性の参画拡大	政策部 政策部 政策部 政策部 健康福祉部 危機管理総局

■県民に期待すること

- ・ 地域活動に、男女ともに多様な年齢層が参画する。

■事業者に期待すること

- ・ 地域づくりにかかわる。

■市町に期待すること

- ・ 地域活動に、男女ともに多様な年齢層の参画を推進する。
- ・ 多彩な地域づくりを推進する。

重点目標 9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

■現状と課題

科学技術・学術は、将来にわたる発展のための基盤であり、少子高齢化が進展する中で経済社会の持続可能な発展のためにも、男女がともにその能力を最大限に発揮し、活躍することが重要ですが、研究者に占める女性の割合は低く、また大学（学部）の学生に占める女性の割合も理工系学部は低い状況です。

また、県の職業別求人・求職状況を見ると、開発技術者の有効求人倍率（常用計、令和3年6月分）は2.28倍、建築土木技術者は5.55倍と、人手不足が顕著な状況であり、研究・技術職に進む女性の増大に向けて、次代を担う人材を育成していくためにも、女子中高生、保護者等における理工系の進路選択や職業に対する興味関心や理解を向上させる必要があります。

また、意思決定を行うマネジメント層をはじめ、研究現場を主導する女性研究職・技術職での女性の参画拡大を図り、女性研究者・技術者が継続して活動の最前線で活躍できるよう、研究等と育児・介護等の両立や研究・技術力の維持・向上に対する支援および環境整備を促進する必要があります。

■施策の方向

（1）科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ① 次代を担う理工系女性人材の裾野の拡大を図るため、女子中高生等の理工系進路選択や職業に対する興味関心を高める広報・啓発を実施します。
- ② 女性研究者が、研究と出産・育児・介護等を両立し、研究を継続するとともに、その能力を十分に発揮することができるよう、男女の均等な機会が確保され、多様な価値観や働き方を受容する環境づくりに努めます。
- ③ 小・中・高等学校における理科教育の中で、児童・生徒に対し発展的な研究指導等を通し、科学技術の魅力を伝えることができる教員の育成を支援します。
- ④ 意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学、高等専門学校等に進学することが困難な主に理工系の学生等に対して、奨学金等による経済的支援を行います。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○女子中高生等の理工系進路や職業に対する興味関心を高める広報・啓発	政策部
	○女性研究者・技術者が働きやすい環境の整備に関する広報・啓発	商工労働部
理科教育の充実	○科学技術の魅力を伝えることができる教員の育成	教育委員会
理工系学生等への就学支援	○意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により就学困難な理工系の学生等に対する経済的支援	政策部

■県民に期待すること

- ・ 科学技術に関する関心を高める。

■事業者に期待すること

- ・ 研究現場を主導する女性研究職・技術職の登用を推進する。
- ・ 女性研究者が、働き続けやすい環境を整備する。

■市町に期待すること

- ・ 理科教育の推進を図る。
- ・ 経済的に困難かつ優秀な学生に対する経済的支援を行う。

■ 基本目標 Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

重点目標 10 防災における男女共同参画の推進

■現状と課題

災害は、地震、風水害などの自然現象とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、影響が決まってくると考えられています。性別や年齢、障害の有無などさまざまな社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組みが重要です。

東日本大震災においては、被災地において、救助・救援、医療、消火活動および復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍した一方で、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、性別による固定的な役割分担意識が強く、食事準備が女性に集中するなど、さまざまな課題が明らかになりました。

このように、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることが指摘されており、女性と男性とで災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点からの災害対応は、災害に強い社会の実現にとって不可欠なものであり、今後、南海トラフ地震の発生が想定される中できわめて重要なものです。

このため、平常時から、防災体制の確立に女性の役割が重要であることを認識し、地域防災計画などに男女共同参画の視点を明確に位置付けるとともに、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大を推進することが必要です。また、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施するとともに、地域の防災を担う女性リーダーの養成等を行い、防災の現場での男女共同参画を推進することが必要です。

■施策の方向

（１）防災分野における女性の参画拡大

- ① 県の防災会議委員への女性の参画を進めるとともに、市町に、防災会議委員への女性の登用を推進するよう働きかけます。
- ② 地域防災計画、避難所運営等災害に関する各種対応マニュアルなどに、男女共同参画の視点を明確に位置づけます。
- ③ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災担当職員を対象とした研修の実施に当たっては、男女共同参画の視点からの講義を盛り込みます。
- ④ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、先進的な取組事例等を情報収集するとともに、市町や関係機関等と連携し、研修等を通じてその普及啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
防災分野における女性の参画の拡大	○県の防災会議における女性委員の登用推進 ○市町の防災会議における女性委員の登用推進の要請 ○各種計画、マニュアル等への男女共同参画の視点の反映 ○防災に関する地域活動等についての先進的な取組事例等の情報収集、普及啓発	危機管理総局 危機管理総局 危機管理総局 危機管理総局

(2) 防災の現場における男女共同参画の推進

- ① 防災の現場での男女共同参画を推進するため、女性の自主防災組織や消防団への加入促進を図ります。
- ② 避難所運営に男女ともにリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がされるよう努めます。
- ③ 災害時には、女性がさまざまな不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、トイレ設備の適切な場所への設置や照明の確保など、安全・安心な避難所運営に努めるとともに、かがわ男女共同参画相談プラザや性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」等の相談窓口を周知します。
- ④ 防災分野の人材育成に当たっては、自主防災組織、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等が実施する研修や訓練等を通じて、男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及するとともに、地域の防災を担う女性リーダーの養成を行います。

施策	内容	担当部局
防災の現場における男女共同参画の推進	○女性の自主防災組織や消防団への加入促進	危機管理総局
	○避難所運営への男女共同参画の視点の反映	政策部
		危機管理総局
	○災害時に女性が必要とする情報発信	政策部
		危機管理総局
	○防災分野の人材育成における、男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識の普及の促進	危機管理総局
	○地域の防災を担う女性リーダー等の養成	政策部
		危機管理総局

■県民に期待すること

- ・ 女性自身が、防災意識を高め、防災分野の活動において意思決定過程へ積極的に参画していくとともに、自主防災組織や消防団へ積極的に加入する。
- ・ 避難所運営に男女共同参画の視点が反映されるよう、男女ともにリーダーとして参画する。
- ・ 身近で行われる防災分野の研修会や地域の防災活動などに積極的に参加する。

■事業者に期待すること

- ・ 防災への取組みを進めるに当たって、意思決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に配慮する。

■市町に期待すること

- ・ 地域防災計画、避難所運営等災害に関する各種対応マニュアルなどに、男女共同参画の視点を明確に位置づける。
- ・ 女性の参画の拡大を図るため、市町の防災会議における女性委員の登用を推進する。
- ・ 女性の自主防災組織や消防団への加入促進を図る。
- ・ 避難所運営に男女ともにリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう努める。
- ・ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダー等の養成を行う。

■現状と課題

女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と、被害からの心身の回復のための取組みや自立に向けた支援等を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

暴力とは、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、売買春やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などさまざまな形態があることに加え、近年は、スマートフォンやSNSなどの普及を背景に暴力が多様化し、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も発生しており、新たな視点から対応することが求められています。

また、暴力の形態によっては、外部からの発見が困難であるほか、被害者が相談をしたり届け出ることには抵抗を感じる場合があるなど、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという場合があります。このほか、子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の支援に当たっては、さまざまな困難を伴うものとなっていることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者に応じてきめ細かく対応することが必要です。

こうした状況を踏まえ、暴力を容認しない社会環境を整備し、暴力根絶のための基盤づくりを行うとともに、被害者に寄り添い、被害者の意思を尊重した切れ目のない支援を行うことが必要です。

■施策の方向

(1) 女性への暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性の人権が尊重され、女性への暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の発生を防ぐ環境づくりを行い、暴力根絶に向けて関係機関の連携強化と総合的対策に努めます。
- ② 被害者からの相談に適切に対応できるよう相談、カウンセリング体制の充実を図るとともに、被害者の心身の回復など効果的な被害者支援を推進します。
- ③ 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発の推進に取り組みます。
- ④ 「香川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に努めます。

施策	内容	担当部局
社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり	○「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	政策部
	○若年層を対象とする予防啓発	政策部
	○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」を通じた意識啓発（再掲）	総務部
	○「香川県犯罪被害者等支援条例」に基づく施策の推進、「犯罪被害を考える週間」等による広報啓発	危機管理総局
	○犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり	危機管理総局 警察本部
	○女性への防犯指導	警察本部

	○自治体、民間団体との連携による女性を守る施策の推進	政策部 健康福祉部 警察本部
体制整備の推進	○子ども女性相談センターにおける相談体制の充実 ○ハートフルライン（性犯罪被害専用相談電話）による相談活動の推進 ○かがわ被害者支援センターにおける相談体制の充実 ○関係機関・団体との連携の促進 ○法制度の的確な運用と周知および各種支援制度の周知 ○女性警察官の採用・登用の拡大 ○職員の研修の充実	健康福祉部 警察本部 危機管理総局 政策部 警察本部 政策部 危機管理総局 健康福祉部 警察本部 警察本部 健康福祉部 危機管理総局 警察本部

（２）配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護および自立支援の推進

- ① 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防教育啓発に取り組みます。
- ② 配偶者暴力相談支援センターや警察で、配偶者からの暴力に関する相談機能の充実を図ります。
- ③ 配偶者からの暴力と児童虐待が同時に発生していることもあることから、各対応機関の連携・協力を推進し、対応強化を図ります。
- ④ 被害者の緊急一時保護や自立支援などの保護・支援体制の充実強化を図ります。また、県と市町の連携を核としつつ、民間シェルターなど広範な関係機関の参加と連携協力のもと、保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の意思を尊重した切れ目のない支援を行います。
- ⑤ 県営住宅への被害者の入居に配慮します。
- ⑥ 被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や指導警告など厳正な対応を行い、被害の発生を防止します。

施策	内容	担当部局
広報・啓発の推進	○広報・啓発の推進 ○若年層を対象とした講演会の開催	政策部 健康福祉部 政策部
相談体制の充実	○子ども女性相談センターや警察における相談窓口の整備、周知 ○配偶者等からの暴力への対応と児童虐待対応の連携強化 ○職員の研修の充実	健康福祉部 警察本部 健康福祉部 健康福祉部 警察本部
被害者の保護、自立支援体制の充実	○民間シェルターなどと連携した緊急保護、一時保護体制の充実 ○広域連携による保護 ○保護命令制度の利用についての情報提供や援助	健康福祉部 警察本部 健康福祉部 健康福祉部

	○被害者の自立と地域生活定着支援の充実 ○被害者の県営住宅への優先入居および目的外使用による入居	健康福祉部 土木部
暴力行為への厳正な対応	○一時避難にかかる公費負担制度の活用 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の厳正な運用と適正な捜査 ○加害者への厳正な対応と被害者の心情に配慮した対応	警察本部 警察本部 警察本部

(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ① 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、被害直後から電話や面接相談、産婦人科等医療や心理カウンセリングなど総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。
- ② 被害女性等の心情に配慮した相談・支援体制の整備により、被害の潜在化を防ぐとともに、性犯罪への厳正な対応を進めます。
- ③ 性犯罪捜査を行う女性警察官を充実するとともに、関係機関・団体との連携を図ることにより、被害者の精神的負担の軽減を図るなど、被害女性の心情に配慮した捜査や支援を行います。
- ④ 犯罪防止のため、ポスター、チラシにより広報・啓発を図るほか、市町に設置している犯罪被害者総合相談窓口担当者等に対する研修を行い、被害者の心情に配慮した支援を行います。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○性暴力、性犯罪を含めた犯罪防止のための、広報・啓発の推進 ○性犯罪・性暴力被害者等に対する相談窓口の周知・啓発	警察本部 政策部
体制整備の推進	○「オリーブかがわ」の相談体制の充実 ○性犯罪指定捜査員制度の効果的運用 ○性犯罪捜査を行う女性警察官の充実 ○香川県被害者支援連絡協議会など関係機関・団体との連携 ○ハートフルライン（性犯罪被害専用相談電話）の利用推進 ○再被害防止対策の推進 ○性犯罪被害者等に対する総合的支援体制の調査等	政策部 警察本部 警察本部 政策部 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部
被害者への適切な対応	○相談員に対する研修の充実 ○「オリーブかがわ」の被害者支援の充実 ○被害女性等に対する支援の推進 ○性犯罪を含めた犯罪被害者等のニーズに合わせた関係機関・団体と連携した支援	政策部 政策部 警察本部 警察本部
性犯罪への厳正な対応	○刑法など関係法令の厳正な運用と適正で強力な捜査の推進 ○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の能力の向上 ○性犯罪の潜在化防止に向けた取り組み	警察本部 警察本部 警察本部

(4) 子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

- ① 子ども、若年層に対する性暴力根絶に向けて積極的な広報・啓発を実施します。
- ② 子どもに対する性暴力根絶に向けて、児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子どもの性被害事犯に対する取締りを推進します。
- ③ 被害を受けた子どもに対して、プライバシーに十分配慮したうえで関係機関と連携し、相談、心理療法、一時保護、児童福祉施設への入所など、心身の状況に応じた適切な対応を図ります。
- ④ 通学路や公園などにおける防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得る行為に対する検挙または指導・警告を積極的に実施します。
- ⑤ インターネット上の有害情報から子どもを守るため、児童生徒に対する情報モラルの指導の充実を図るとともに、インターネットやSNSに関する正しい知識の普及やフィルタリングサービスの利用促進など、保護者などに対する啓発を推進します。
- ⑥ SNS上における子どもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、性被害から未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を実施します。
- ⑦ 子どもに対し、「生命の安全教育」を行うことを通して、自他を尊重する心情や態度を養い、子どもを性暴力の当事者にさせないための性暴力の未然防止に向けた取組みを推進します。
- ⑧ 身体の機能の成熟とともに、異性への関心が高まったりすることから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることを指導します。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた広報・啓発活動の推進	政策部
子ども、若年層に対する性暴力への厳正な対処	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」など関係法令による取締りの強化 ○犯罪捜査の強化 ○警察、子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関の連携強化 ○サイバーパトロールによる広報啓発活動の実施	警察本部 警察本部 健康福祉部 警察本部 教育委員会 警察本部
被害児童への適切な対応	○被害を受けた子どもの相談、心理療法体制の充実 ○被害を受けた子どもの一時保護、児童福祉施設入所などの体制整備	健康福祉部 健康福祉部
防犯・安全対策の強化	○ボランティア、自治体との連携による施策の推進	警察本部
情報モラルの育成と家庭でのルールづくりの推進	○子どもに対する情報モラルに関する指導 ○保護者に対する啓発 ○フィルタリングサービスの利用促進など保護者などに対する啓発	教育委員会 教育委員会 健康福祉部 教育委員会
性暴力の未然防止に向けた教育や啓発	○子どもを性暴力の当事者にしないための「生命の安全教育」の推進	教育委員会
学校における保健学習の充実	○子どもに対する心身の機能の発達と心の健康についての指導	教育委員会

（５）売買春への対策の推進

- ① 売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化を行います。
- ② 売買春の被害からの女性の保護、心身の回復や社会復帰の支援のための取組みを推進します。また、売春をするおそれのある女性の早期発見、保護により売買春の未然防止に努めます。
- ③ 人身取引の根絶と被害者保護に向けて取締りを強化するとともに、関係機関が連携して被害者の保護、支援に努めます。

施策	内容	担当部局
売買春の取締りの強化	○「売春防止法」など関係法令による取締りの強化	警察本部
売買春からの女性の保護と社会復帰の支援	○警察、子ども女性相談センターなどにおける相談体制の充実 ○子ども女性相談センターにおける一時保護体制の充実 ○婦人保護施設での生活・就労指導	健康福祉部 警察本部 健康福祉部 健康福祉部

（６）セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ① 関係機関と連携を図りながら、広報誌などを通じてセクシュアルハラスメント防止についての広報・啓発に努めます。
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメントの相談に対し、助言や情報提供に努めます。

施策	内容	担当部局
セクシュアルハラスメント防止対策などの推進	○広報・啓発の推進	政策部
職場におけるセクシュアルハラスメントへの対応	○職場におけるセクシュアルハラスメントの相談に対する労働相談員の助言、情報提供 ○職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための広報・啓発	商工労働部 商工労働部

（７）ストーカー行為等への対策の推進

- ① ストーカー行為者の検挙や警告、禁止命令などの行政措置を行います。
- ② 相談体制の整備、関係機関との緊密な連携による被害者支援や被害者の立場に立った保護対策を充実するとともにストーカー対策の広報を推進します。

施策	内容	担当部局
ストーカー行為等への厳正な対処	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の厳正な運用と適正な捜査 ○捜査員の育成、専門的能力の向上 ○相談受理体制の充実	警察本部 警察本部 警察本部
被害者の支援と防犯対策	○相談窓口、ストーカー対策の広報の推進 ○防犯対策の教示、防犯機器の貸出し ○再被害防止対策の推進（再掲）	警察本部 警察本部 警察本部

■県民に期待すること

- ・ あらゆる暴力は人権侵害であることに気づき、あらゆる場での暴力を許さない。
- ・ 配偶者等からの暴力被害者の早期発見に努めるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、助言を行い、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関へ通報を行う。
- ・ 被害を受けるおそれのある場合や被害を受けた場合は、早期に相談し、被害者を発見した場合は、相談機関、警察等に通報を行う。
- ・ 犯罪被害者等の立場および支援の必要性に対する理解と二次被害が生じることがないように理解を求める。
- ・ インターネット利用に対する家庭でのルールづくりとフィルタリング設定を推進する。

■事業者期待すること

- ・ 社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損なわないようメディアは自主的に規制する。
- ・ セクシュアルハラスメントの防止のための取組みを行い、セクシュアルハラスメントが生じた際には適切に対応する。
- ・ 犯罪被害者等の立場および支援の必要性に対する理解と事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることがないように配慮する。
- ・ ストーカー行為等に利用された事業者は、被害者の求めに応じて協力する。

■市町に期待すること

- ・ 女性への暴力を根絶するための広報・啓発を推進し、被害者に対し必要な支援を行う。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を設置し、被害者からの相談や保護、自立支援に努める。
- ・ 住民が身近なところで相談ができるよう、職員の研修などを行い、相談体制を整備する。また、支援に当たっては、暴力の形態に応じて被害者等の心情を理解し、配慮する。
- ・ 情報モラルに関する指導を充実する。
- ・ 関係機関と連携し、被害者保護や自立支援など、被害者のニーズに対応した支援を行う。
- ・ 地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を推進する。
- ・ 関係者の研修や住民の意識啓発を図る。
- ・ 子どもの心身の機能の発達と心の健康についての指導の充実を図る。

■現状と課題

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持つことや、みずから健康に関する正しい知識を身につけ、主体的に行動し、健康を享受できることが大切です。なかでも、性と生殖に関する問題については、男女が互いを尊重することが不可欠であり、ともにリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）について正しい知識を持ち、女性が安全に妊娠・出産できることの重要性を理解する必要があります。

また、人生 100 年時代を見据え、生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って暮らせることが求められる中で、本県の死亡原因の第 1 位はがんであり、生涯のうちに 2 人に 1 人は罹患すると推計され、特に働く世代の死亡では、がんが占める割合が最も大きくなっています。加えて糖尿病の死亡率や受療率は全国に比べ高い状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症により、多くの人がこころに不安やストレスを抱えていることが懸念されています。

このため、妊娠から出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援を図るとともに、働く世代へのがん対策、HIV／エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒などの健康をおびやかす問題についての周知・啓発や相談体制の充実など、ライフステージに応じた健康づくりを進める必要があります。また、こころに不安を抱える人に早期に身近な人が関わり、相談支援につなげることも必要です。

■施策の方向

（１）生涯を通じた健康支援

- ① 誰もが生涯を健康に過ごすために、食育の推進をはじめ、望ましい生活習慣の普及を進めるとともに、がんなどに関する正しい知識の啓発や、各種健康診断に関する情報提供や利便性の向上、心の悩みについて気軽に相談できる体制の整備を通じて、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- ② 精神保健福祉センターや保健所での電話相談、民間団体が行う活動への支援、相談窓口担当者への研修などにより相談しやすい環境の整備を図るとともに、こころに不安を抱える人や、その周囲の方を相談につなげるための啓発活動に取り組みます。
- ③ 妊娠から出産・子育てまで一貫して適切な保健・医療サービスが受けられるよう施策を推進します。特に母子の生命や身体への影響が大きい周産期においては、高度な医療を提供する総合的な周産期医療体制の充実を図ります。また、妊娠から出産・子育てと、安心して子どもを産み、育てることができるよう切れ目のない相談・支援体制を構築します。
- ④ 不妊で悩む夫婦などに対し、専門的知識を有する医師などによる相談指導や情報提供を行うとともに、不妊について周囲の理解を深めるよう啓発を行います。
- ⑤ 思春期から更年期までのライフステージに応じ、女性が的確に自己管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。また、これから結婚を迎える若い世代に対し、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、情報提供に努めます。
- ⑥ HIV／エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての広報・啓発や相談体制の充実など、総合的な対策を推進します。

- ⑦ 学校においては、学習指導要領に則り、保護者や地域の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導に努めます。また、地域においては、性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう学習機会の充実に努めます。
- ⑧ 児童生徒に喫煙や飲酒の健康への影響や、薬物の有害性・危険性等の正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止教室等で指導を行います。
- ⑨ 児童生徒に新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への正しい知識を習得させるとともに、健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することや医薬品を正しく使用することが必要であることを指導します。

施策	内容	担当部局
生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取り組みの充実	○成人期、高齢期における健康教育、健康診査・指導などの推進	健康福祉部
	○思春期からの女性のライフステージに応じた健康相談・健康教育の充実	健康福祉部
	○食育の推進	健康福祉部
	○女性特有のがん対策の推進	健康福祉部
	○生活習慣病などの予防施策などの推進	健康福祉部
	○歯と口腔の健康づくり（8020運動）の推進	健康福祉部
	○こころの電話相談など相談体制の整備	健康福祉部
	○自殺対策予防週間や自殺対策強化月間に合わせた啓発活動 ○こころの不安を抱える方への周知	健康福祉部
がん検診受診率の向上	○広報・啓発の推進 ○働く世代等に対するがん検診受診の利便性向上対策	健康福祉部 健康福祉部
生活習慣の改善	○若い世代に対する生活習慣・食習慣の改善に関する指導 ○小児生活習慣病の予防	健康福祉部 健康福祉部
妊娠・出産などに関する健康支援	○妊娠期からの切れ目のない相談体制の強化 ○総合的な周産期医療体制の充実 ○不妊に悩む方に対する支援の充実 ○結婚・妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発 ○思春期保健に関する学習機会の充実	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
健康をおびやかす問題への対策の推進	○HIV/エイズ、性感染症対策の推進 ○薬物乱用根絶に向けた啓発、相談、取締り ○喫煙・飲酒に関する情報の提供	健康福祉部 健康福祉部 警察本部 健康福祉部
学校における健康教育の充実	○児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導 ○学校における薬物乱用防止の指導の充実 ○感染症への正しい理解と保健・医療機関や医薬品活用の指導	教育委員会 教育委員会 教育委員会

■県民に期待すること

- ・ 各種健康診断や保健事業などを積極的に活用するほか、体や心に不調を感じた時は早期に相談窓口を利用するなど、自分の健康を自分で守る意識を高める。
- ・ こころの不調について、早期に身近な人が気づき、関わり、相談や支援につなげていく。

- ・ 若年世代のうちから妊娠・出産に関する正しい知識を身に着け、将来に向けたライフデザインを描くとともに、妊娠・出産、子育てについて男女がともに担うべき共通課題として認識し、多様なライフスタイルの選択ができるよう意識を高める。

■事業者に期待すること

- ・ がん検診受診率向上に向けた取組みに賛同するなど、各種健康診断や保健事業へ協力する。

■市町に期待すること

- ・ 誰もが健康状態に応じた自己管理ができるよう、健康教育・相談体制を強化し、市町の実情に合った保健計画の策定を進めるとともに、子育て世代包括支援センターを拠点とした妊娠・出産期における包括的な支援の充実を図る。
- ・ 各種健康診断や保健事業の利便性を高める。幅広い年代に対する健康づくりを積極的に進める。
- ・ 健康教育等による指導を充実する。

■現状と課題

男性と比較して、女性は、就業率が低く非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があり、特にひとり親世帯の平均所得は、世帯全体の平均所得より低く、民間賃貸住宅市場においては十分な広さの住まいを確保できない世帯も存在しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的に弱い立場の人々により深刻な影響を及ぼしています。

このため、生活面と就労面の両方からの支援のほか、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人のさまざまな生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

また、社会生活を営むうえで困難を抱える人々が、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。多様な属性の人々についての正しい理解を広め、これらの人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体がきわめて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながります。

このため、高齢者や障害者、外国人、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、同和問題に関すること等で社会的困難を抱えている状況について、十分な理解と認識を持ち、人々が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

加えて、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発等に取り組み、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

■施策の方向

（１）貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

- ① 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じ、個別のプランを作成し、これに基づき就労準備支援や家計改善支援などの包括的・継続的支援を行います。
- ② 本人のニーズに合ったきめ細かな就労支援や、県立高等技術学校における職業訓練を実施し、安定した就職につなげます。
- ③ ひとり親家庭が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努めます。
- ④ 県営住宅へのひとり親世帯の優先的な入居を図るとともに、香川県居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、適切な情報提供や入居のための相談などひとり親世帯の居住の安定を図る幅広い居住支援を行うサポート体制を整備します。
- ⑤ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習・生活支援や、地域における学習支援等を進めるとともに、学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用に努めます。

施策	内容	担当部局
生活・就労総合相談等の実施	○「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労準備支援等の実施	健康福祉部
	○かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおける現在職についていない女性等への就労支援（再掲）	商工労働部
	○県立高等技術学校における職業訓練の実施（再掲）	商工労働部

ひとり親家庭等の自立支援の推進	○母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実	健康福祉部
	○保育所優先入所	健康福祉部
	○養育費の確保に向けた支援	健康福祉部
	○ひとり親世帯の県営住宅への優先入居	土木部
	○香川県居住支援協議会や居住支援法人による、幅広い居住支援を行うサポート体制の整備	土木部
	○ひとり親家庭等の児童の学習支援	健康福祉部
	○母子家庭等就業・自立支援センターなどにおける支援	健康福祉部
	○児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、母子・父子福祉資金等貸付制度の活用	健康福祉部
	○自立支援教育訓練給付金や高等教育訓練促進給付金などの活用	健康福祉部
	○職業訓練などの自立支援	商工労働部
生活困窮世帯等の子どもへの教育支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもへの学習・生活支援の実施	健康福祉部
	○スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会

(2) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢者・障害者・外国人等の就業機会の確保を図り、生きがいを持って社会参加できるよう、地域に密着したさまざまな就業機会の確保を図ります。
- ② 高齢者や障害者にも利用しやすいという点に配慮して、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ③ 高齢者等が住み慣れた地域社会の中で、安全で安心して生活できるよう、声かけや見守り活動等を充実します。
- ④ 性的指向・性自認（性同一性）や同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体が差別のない、多様性を尊重する環境づくりに資するよう、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発等の推進に取り組みます。
- ⑤ すべての教職員は、性的指向・性自認（性同一性）に関する十分な理解と認識を持つとともに、児童生徒に対し適切に対応する必要があります。そのため、性的指向・性自認（性同一性）についての知識・理解を深める研修や、指導方法等に関する研修の充実に努めます。
- ⑥ 異なる文化や価値観を有する日本人住民と外国人住民が、地域の一員として、互いの文化や生活習慣などを尊重し、対等な関係を築きながら共生していけるよう、意識啓発を行います。
- ⑦ 児童生徒が多様性について正しく理解し、多様性社会に適応できる豊かな心をはぐくむことができるよう、個別人権課題にかかわる当事者等に接する機会を設けるなど環境づくりに努めます。
- ⑧ 外国人児童生徒等の日本語習得状況や適応状況に応じた指導・支援体制の構築を推進します。
- ⑨ ひきこもり地域支援センター等における相談支援のほか、早期に相談につながるよう、ひきこもりに関する相談窓口や支援情報の普及啓発に努めます。
- ⑩ 外国人からの相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当部局
広報・啓発等の推進	○人権教育・啓発活動を促進 ○性的少数者について、電話相談の実施、当事者団体によるメール・SNSを活用した相談事業への支援 ○人権問題が生じた場合に面接又は電話による相談ができるよう、人権相談員による相談事業を実施	総務部 総務部 総務部
高齢者・障害者・外国人等への支援	○かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおける現在職についていない高齢者等への就労支援 ○シルバー人材センター・ミニシルバー人材センターの活動支援 ○障害者雇用支援制度などの周知・啓発 ○障害者の働く場の確保と就労支援 ○外国人の雇用等に関する相談支援 ○かがわ外国人相談支援センターの相談体制の充実 ○若年無業者等の自立に向けた就労支援 ○ひきこもり地域支援センターや保健所における相談支援	商工労働部 商工労働部 商工労働部 健康福祉部 商工労働部 総務部 商工労働部 健康福祉部
高齢者・障害者を取り巻く環境の整備	○ユニバーサルデザインによるまちづくり ○民生委員などによる声かけ、見守り活動の充実	健康福祉部 土木部 健康福祉部
外国人児童生徒の支援	○外国人児童生徒の受入体制を整備する市町への支援 ○日本語指導に携わる教員等を対象とした研修の実施	教育委員会 教育委員会
学校教育の充実	○多様性社会に適応する豊かな心を育成する取組みの推進	教育委員会
教育関係者の意識啓発	○教職員の性的指向・性自認（性同一性）などの多様性に関する研修の実施	教育委員会

■県民に期待すること

- ・ 健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、地域や社会に積極的に参加し、人や社会とのつながりを広げる。
- ・ 貧困など生活上の困難に直面したときや、子どもの教育に不安を感じたときは、早期に相談する。

■事業者に期待すること

- ・ 貧困など生活上の困難に直面する女性等について、積極的に雇用する。
- ・ 意欲と能力のある高齢者・障害者・外国人等が働くことができる多様な就労機会を提供する。

■市町に期待すること

- ・ 貧困など生活上の困難に直面する女性やひとり親家庭に対する支援を行う。
- ・ 生活困窮世帯等の子どもへの教育支援を行う。
- ・ 地域社会が主体的に創意工夫しながら、互いに支え合うシステムづくりや支援を行う。
- ・ 歩道のバリアフリー化の整備に努める。

■ 目標とする指標

この計画では、次の 28 項目を目標として掲げます。なお、それぞれの項目が相互に関連し、複数の重点目標にかかわるものもあることから、基本目標ごとに表しています。

基本 目標	項目	現状 (R 2 年度)	目標 (R 7 年度)
Ⅰ	市町男女共同参画計画策定率	94.1% (16/17 市町)	100%
	社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	14.3% (R 元年度)	20%
	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
	福祉ライブラリー「男女共同参画コーナー」における男女共同参画関連の図書等の年間貸出数	96 件	125 件
	かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数[累計]	437 件 (R 元～R 2 年度)	1,090 件
Ⅱ	県の審議会等に占める女性委員の割合	35.8%	40%
	県職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の完全取得率	36.6%	100%
	県職員の男性の育児休業取得率	18.3%	30%
	「かがわ働き方改革推進宣言」登録企業数[累計]	191 社 (H30～R 2 年度)	300 社
	利用者支援事業実施か所数 (基本型・特定型・母子保健型)	33 か所	35 か所
	地域子育て支援拠点事業実施か所数	99 か所	102 か所
	保育所等利用待機児童数	29 人(R3 年度当初) 220 人(R2 年度途中)	年度当初:0 人 年度途中:0 人
	病児・病後児保育事業実施か所数	21 か所	22 か所
	放課後児童クラブ実施か所数	293 か所	323 か所
	「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数[累計]	175 社 (H28～R 2 年度)	180 社
	女性認定農業者の新規認定数[累計]	57 人 (H28～R 2 年度)	60 人
	香川県漁協女性部連合会の活動回数[累計]	78 回 (H28～R 2 年度)	90 回
	自治会長に占める女性の割合	11.9%	14%
	科学技術・学術分野における男女共同参画推進事業の参加者数[累計]	397 人 (H29～R 元年度)	660 人

基本 目標	項目	現状 (R 2 年度)	目標 (R 7 年度)
Ⅲ	県防災会議の女性委員比率	15%	30%
	女性防災士数	586 人	860 人
	市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力 相談支援センター参画数	1 / 17 市町	17 / 17 市町
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する基本計画策定市町数	13 / 17 市町	17 / 17 市町
	配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相 談先について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と 答えた者の割合	36.4% (R 元年度)	18.2%
	10 代の人工妊娠中絶実施率 (15 歳以上 20 歳未満 の女子人口千対)	3.8% (R 元年度)	全国平均値を 下回る水準
	子宮がん検診受診率	48.4% (R 元年度)	55%以上 (毎年度)
	乳がん検診受診率	51.2% (R 元年度)	55%以上 (毎年度)
	障害者就業・生活支援センターに登録した障害 者数	1,678 人	1,896 人

Ⅲ 計画の推進

Ⅲ 計画の推進

男女共同参画社会の形成に向けて、この計画に盛り込まれた県の各部局にまたがる施策を総合的かつ効果的に推進するためには、県の全庁的な推進体制の充実と市町との連携が欠かせません。また、県民の参加や協力を活発にするとともに、民間団体などとの連携を進め、男女共同参画の推進に社会全体で取り組む必要があります。

さらに、事業者には、仕事と生活の調和の実現など男女共同参画に関する理解を求め、積極的な取組みを促す必要があります。

1 県の推進体制の充実など

(1) 庁内の推進体制の充実

知事を本部長、副知事を副本部長とし、審議監、各部局長、知事公室長、理事、病院事業管理者、病院局長、教育長および警察本部長を部員とする香川県男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

(2) 香川県男女共同参画審議会の設置

学識経験者や女性団体の代表などで構成する香川県男女共同参画審議会の意見を十分に尊重し、施策への反映を図ります。また、広く県民の意見を反映させるため、引き続き、公募制度を活用して委員を選任します。

(3) 進行管理

計画の実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の執行状況や目標とする指標の進捗状況について毎年度公表します。

(4) 調査研究など

男女共同参画に関する施策を効果的に実施する方策について調査研究します。また、他の都道府県や民間などの先進的な取組みについて、情報の収集に努めるとともに、市町などに情報の提供を行います。

(5) 県職員の意識啓発

県職員の男女共同参画の意識の定着を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するために、研修などを通して管理職員や一般職員の意識啓発に努めます。

(6) 苦情の申出制度

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民や事業者からの苦情に適切に対処します。

2 市町との連携

男女共同参画社会を形成するためには、県民に最も身近な市町の果たす役割がきわめて重要です。このため、市町において、推進体制の整備・充実と地域の実情を踏まえた市町の男女共同参画計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などに取り組むよう働きかけるとともに、市町と連携して施策を推進します。

3 県民の参加、協力、理解の推進

県民の積極的な参加と協力を推進するために、地域で男女共同参画社会づくりに向けて活動し、行政と県民とのパイプ役となる男女共同参画推進員を引き続き設置し、その活動を支援します。

また、男女共同参画に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に努めます。

その際、男女共同参画の推進が、男女の区別や役割を機械的・画一的に解消・排除することや良き伝統・文化の否定とは異なることを踏まえ、これらの誤解の解消に努め、恣意的な運用や解釈が行われないよう留意します。

4 関係機関、民間団体などとの連携

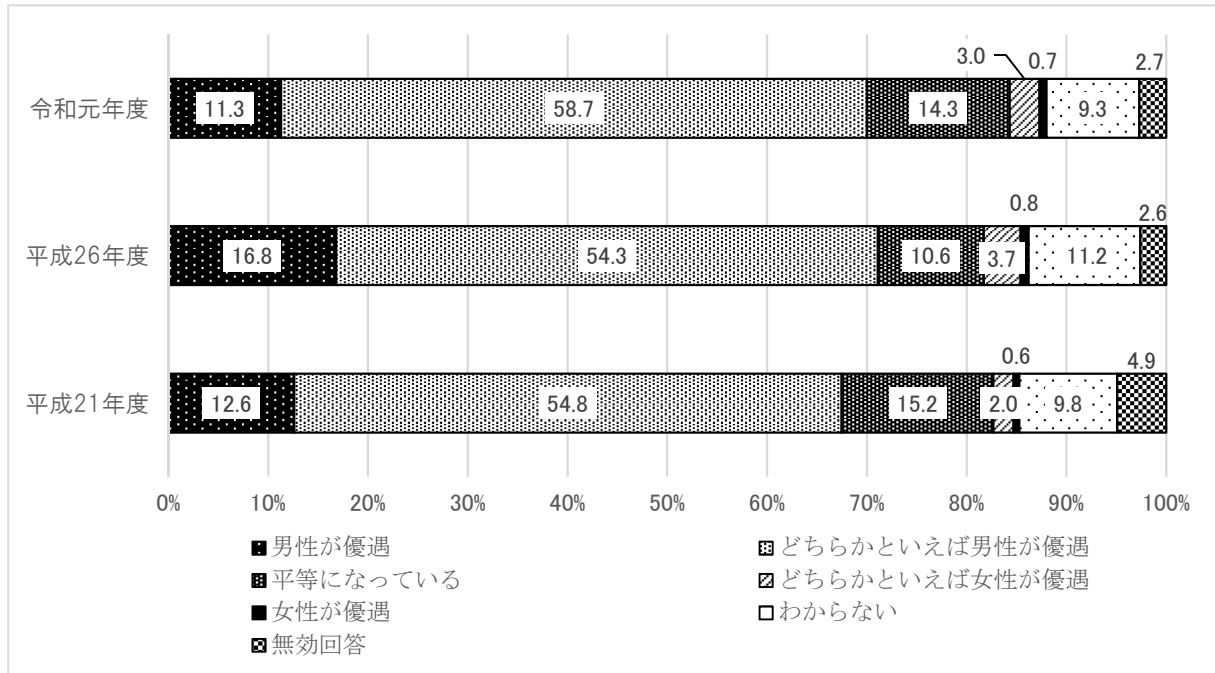
男女共同参画社会の形成に向けて、国の出先機関や民間団体、企業などとの連携、協力を進めるとともに、県内の各種女性団体をはじめ関係団体との連携を一層強化します。

IV 資料

■ 関連指標

基本目標Ⅰ

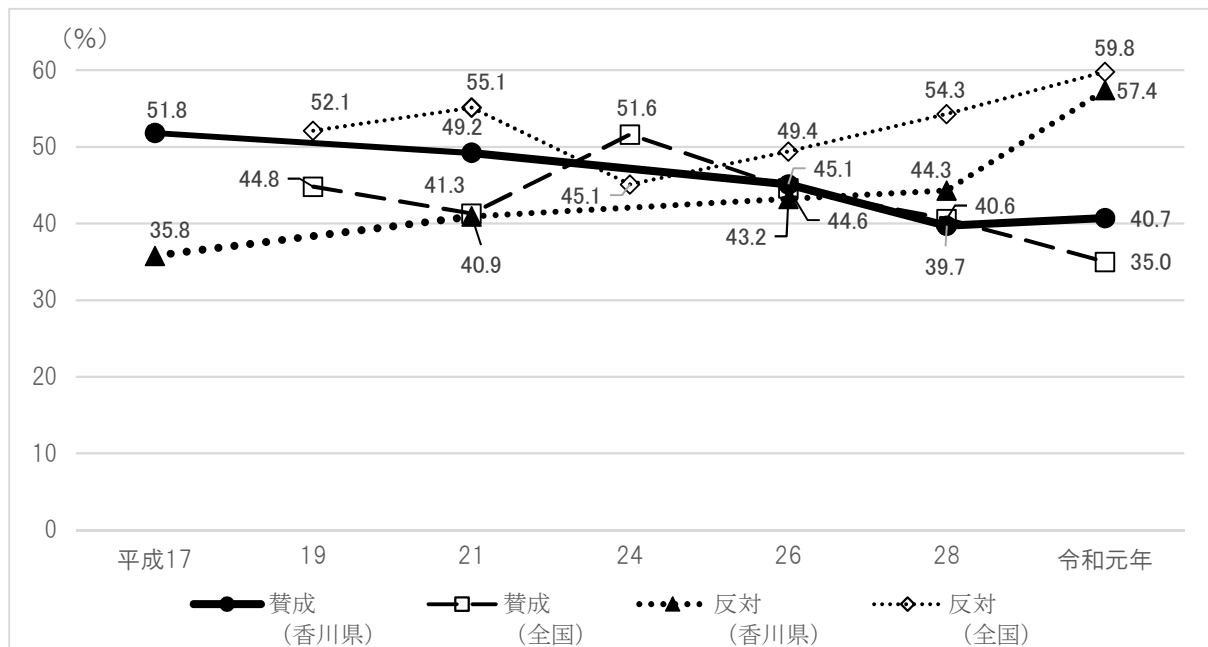
◇ 社会全体における男女の地位の平等感



資料：香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21, H26)

香川県「香川県民意識調査」(R 元)

◇ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21, H26)

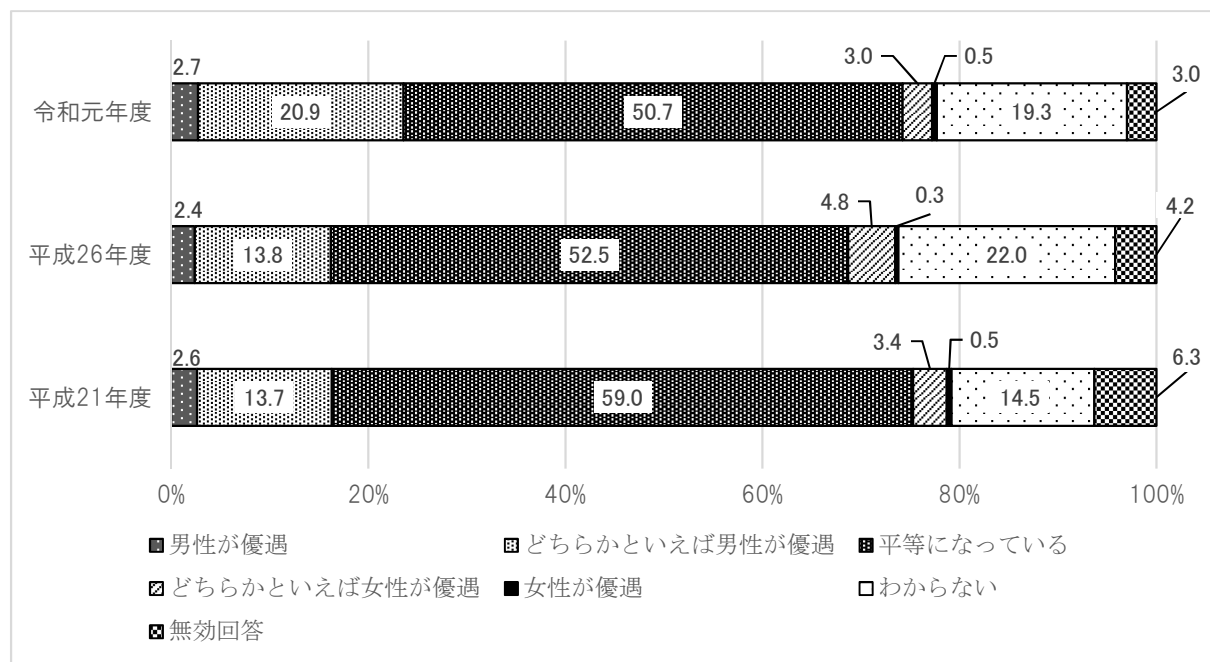
香川県「県政世論調査」(H17, H28)

香川県「香川県民意識調査」(R 元)

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(H26)

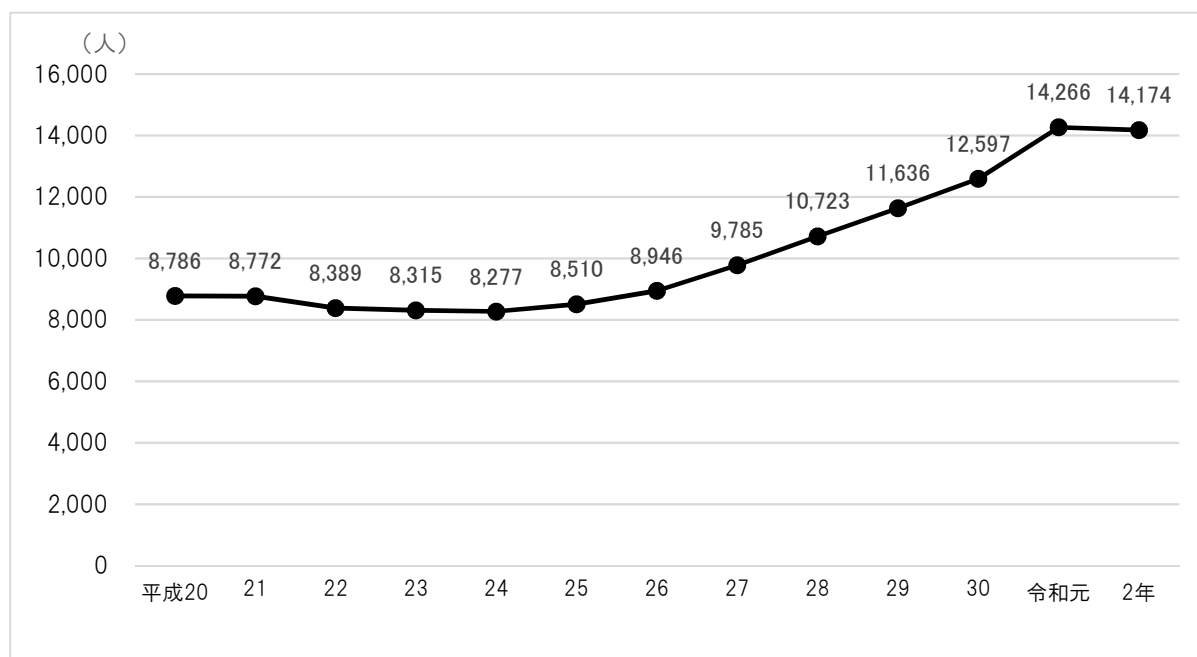
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(H19, H21, H24, H28, R 元)

◇ 学校教育の場における男女の地位の平等感



資料：香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21,H26)
香川県「香川県民意調査」(R 元)

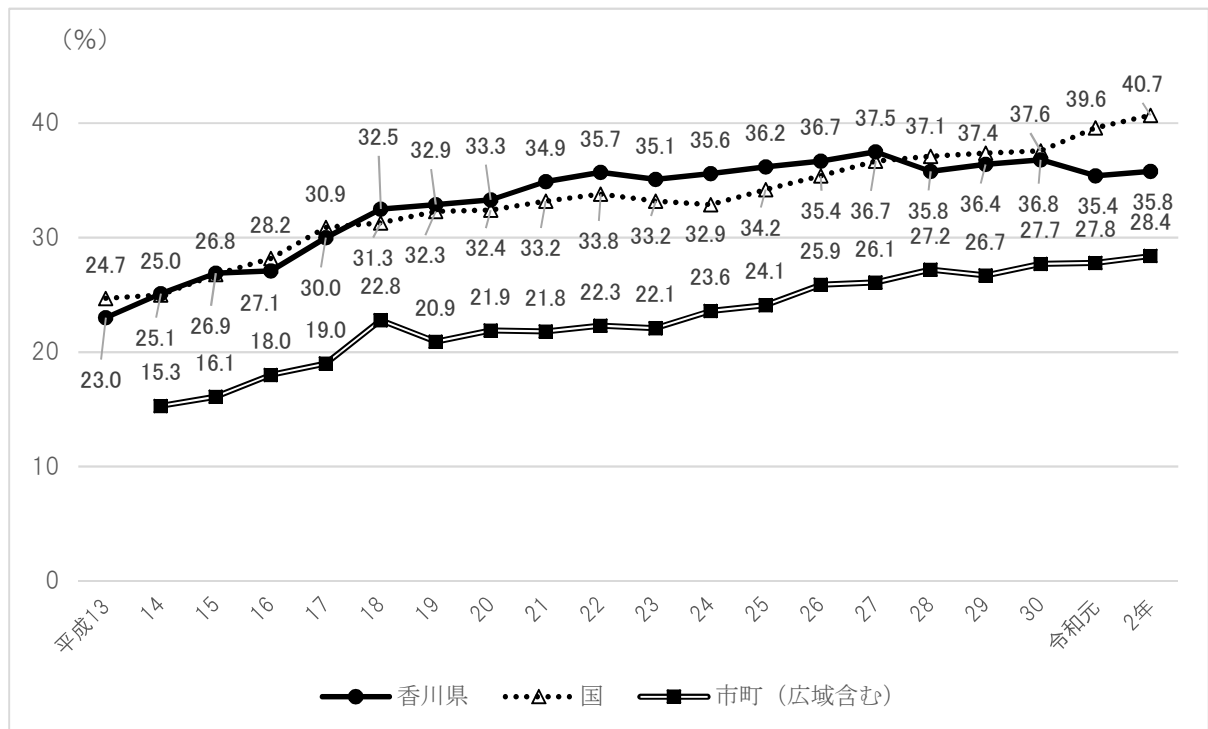
◇ 外国人登録者数（香川県）



資料：法務省「在留外国人統計」

基本目標Ⅱ

◇ 審議会等の女性委員の割合



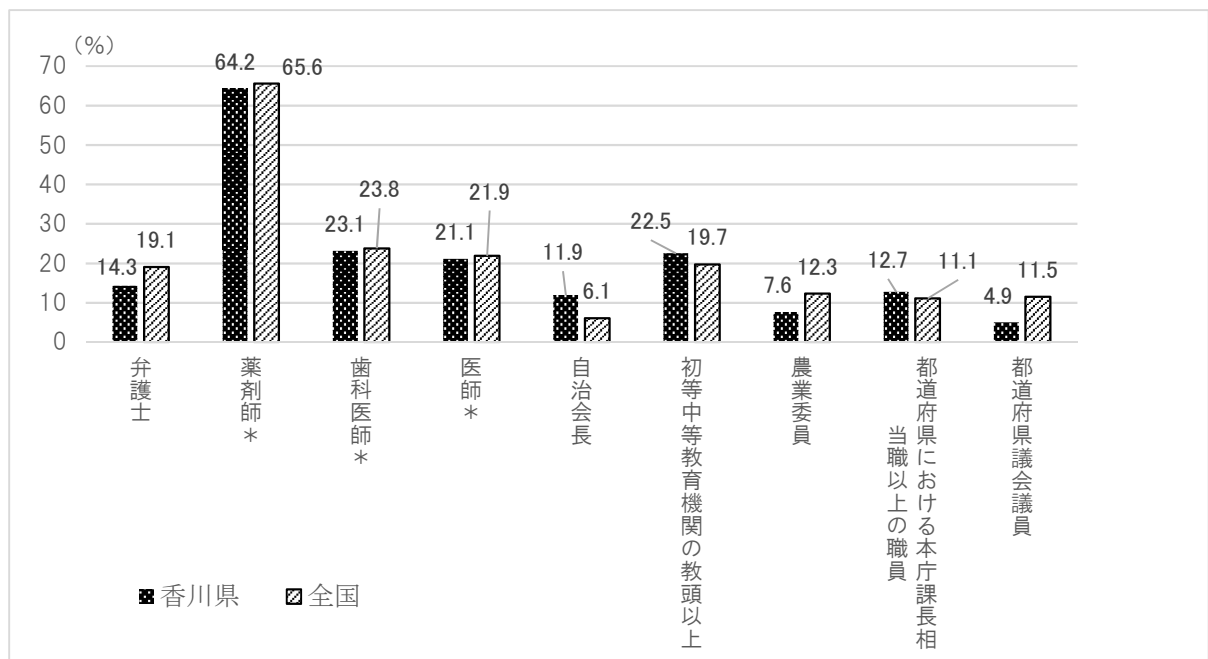
※県：各年度末現在、国：各年9月末現在、市町各年4月1日現在

資料：香川県男女参画・県民活動課

内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

◇ 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

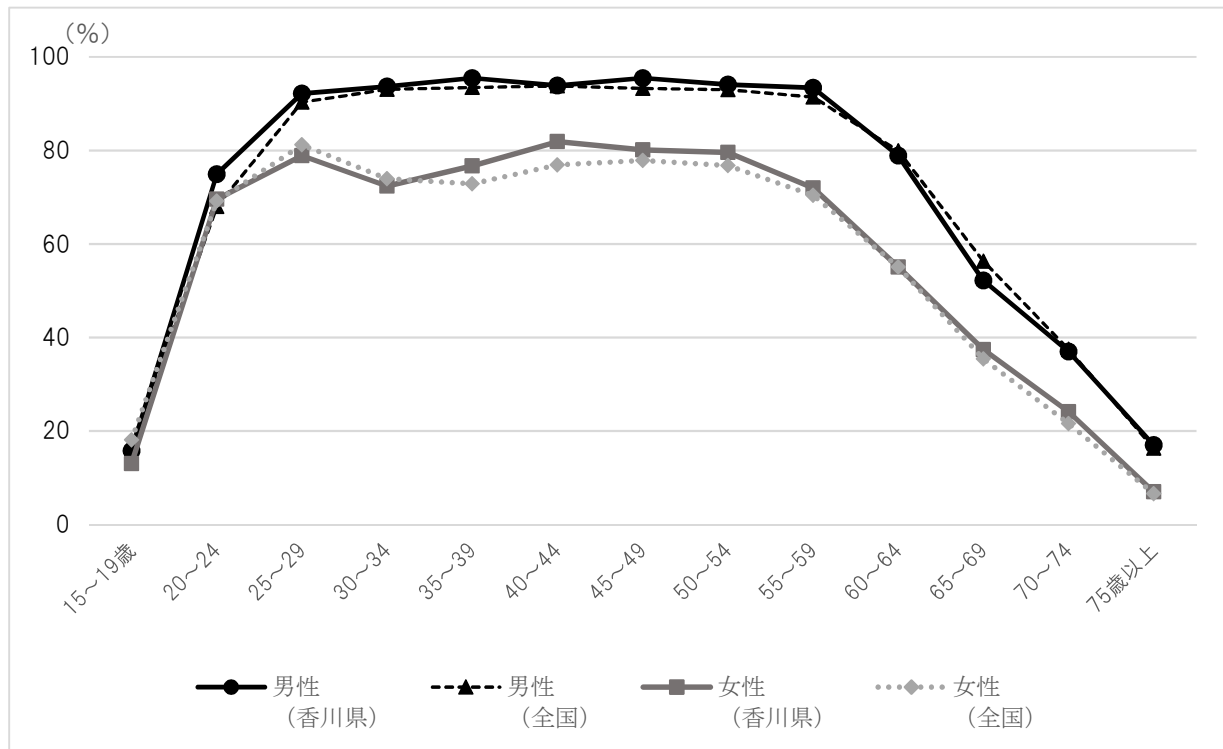


※原則令和2年値、ただし、*は平成30年値

資料：香川県男女参画・県民活動課調べ

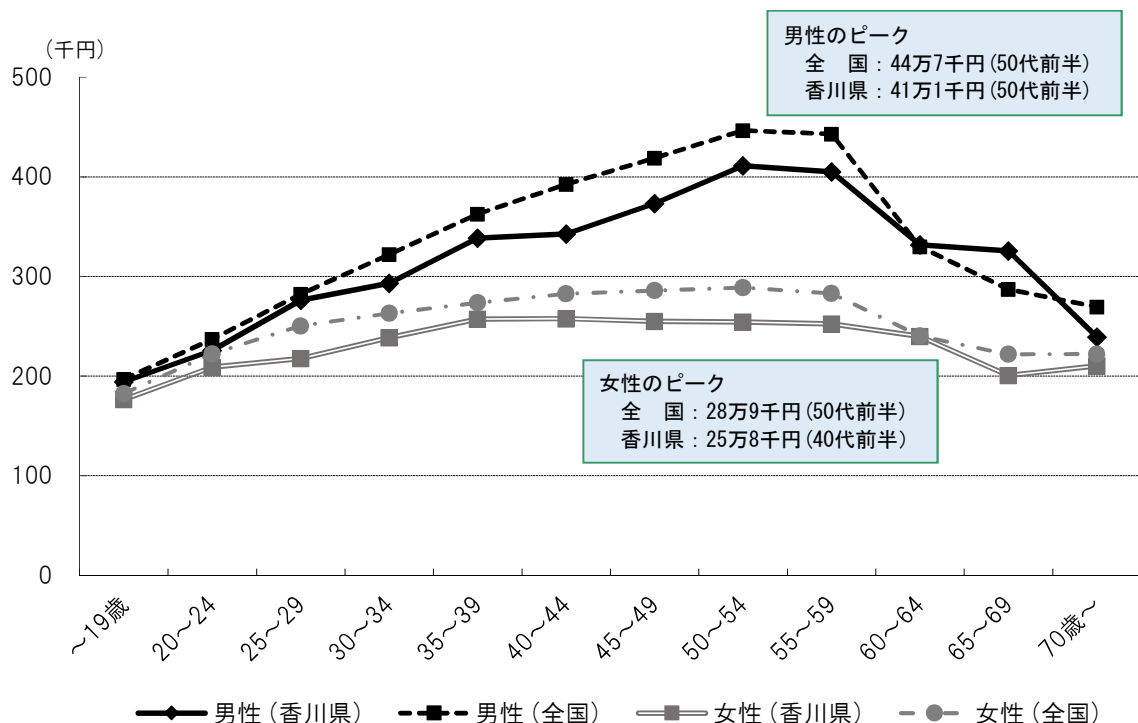
内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

◇ 年齢階級別有業率



資料：総務省「就業構造基本調査」(H29)

◇ 年齢階級別きまって支給する現金給与額

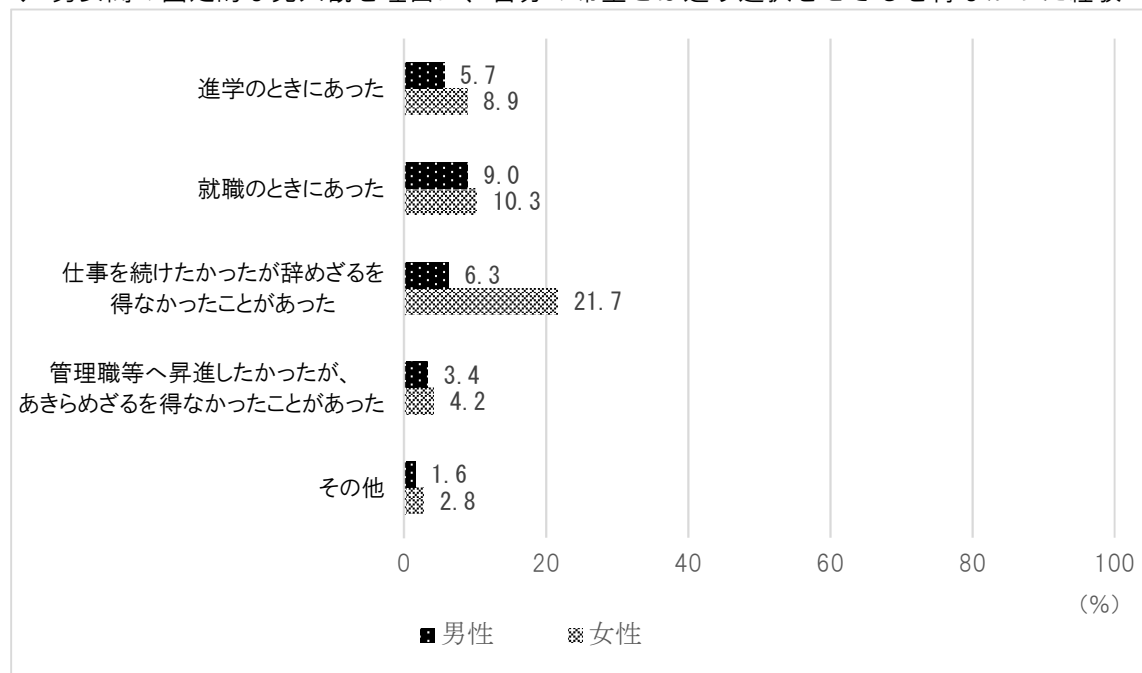


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(R2)

※きまって支給する現金給与額

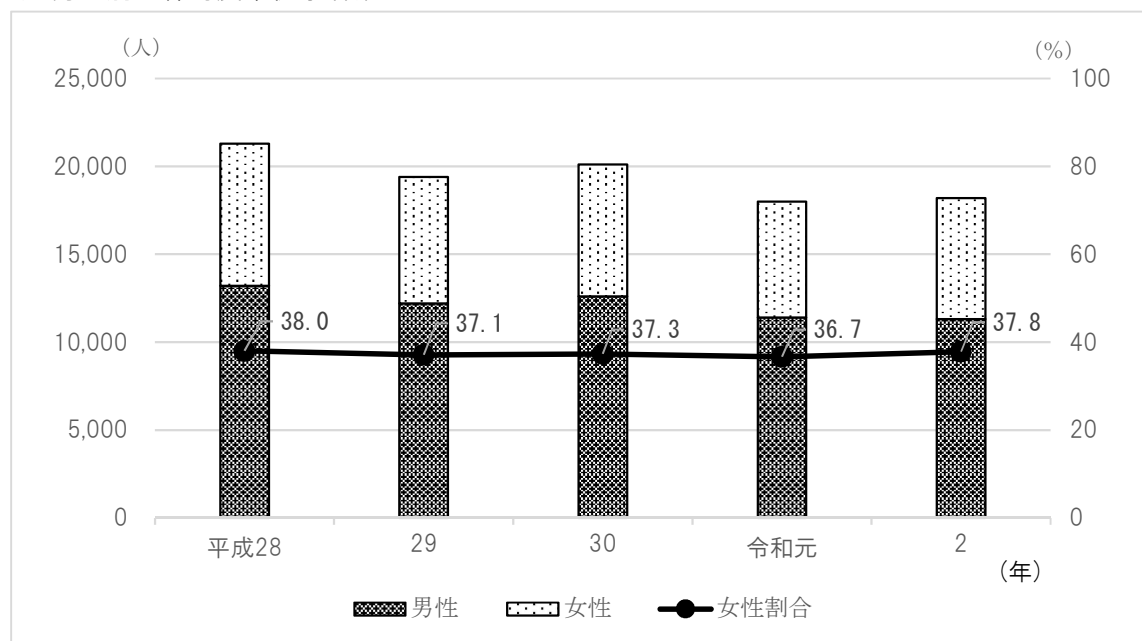
労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。

◇ 男女間の固定的な先入観を理由に、自分の希望とは違う選択をせざるを得なかった経験



資料：香川県「香川県民意識調査」(R 元)

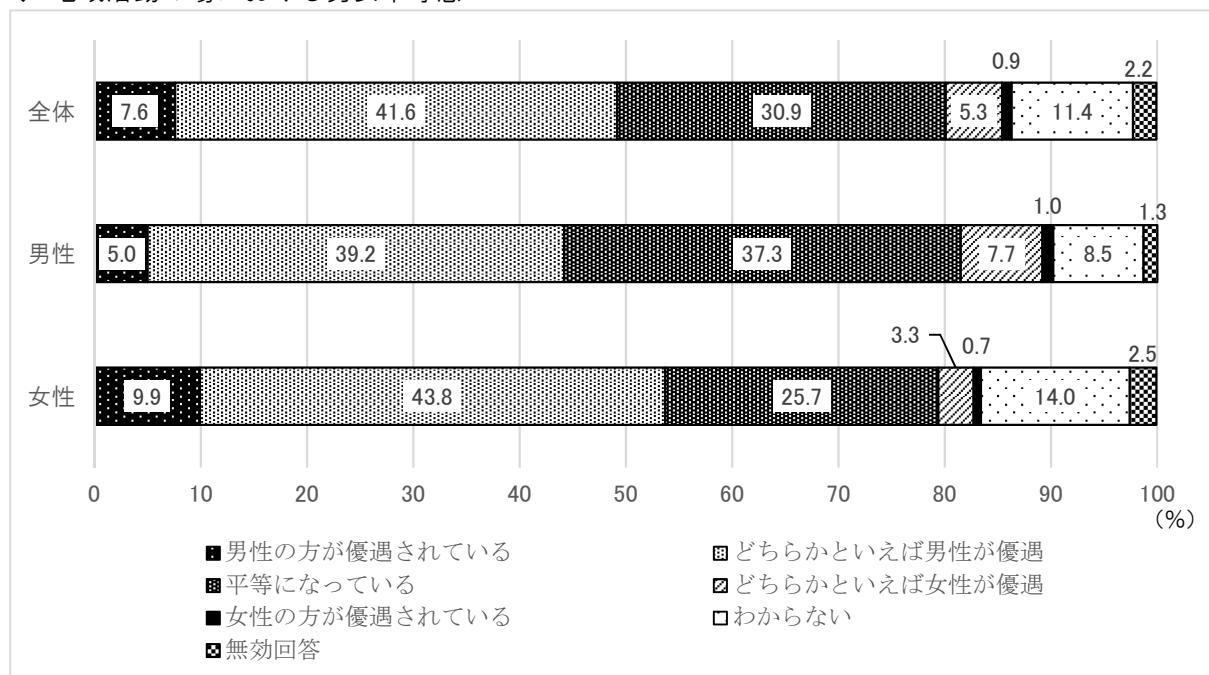
◇ 男女別基幹的農業従事者数



R2:農林水産省「2020 年農林業センサス」 基幹的農業従事者数（個人経営体）

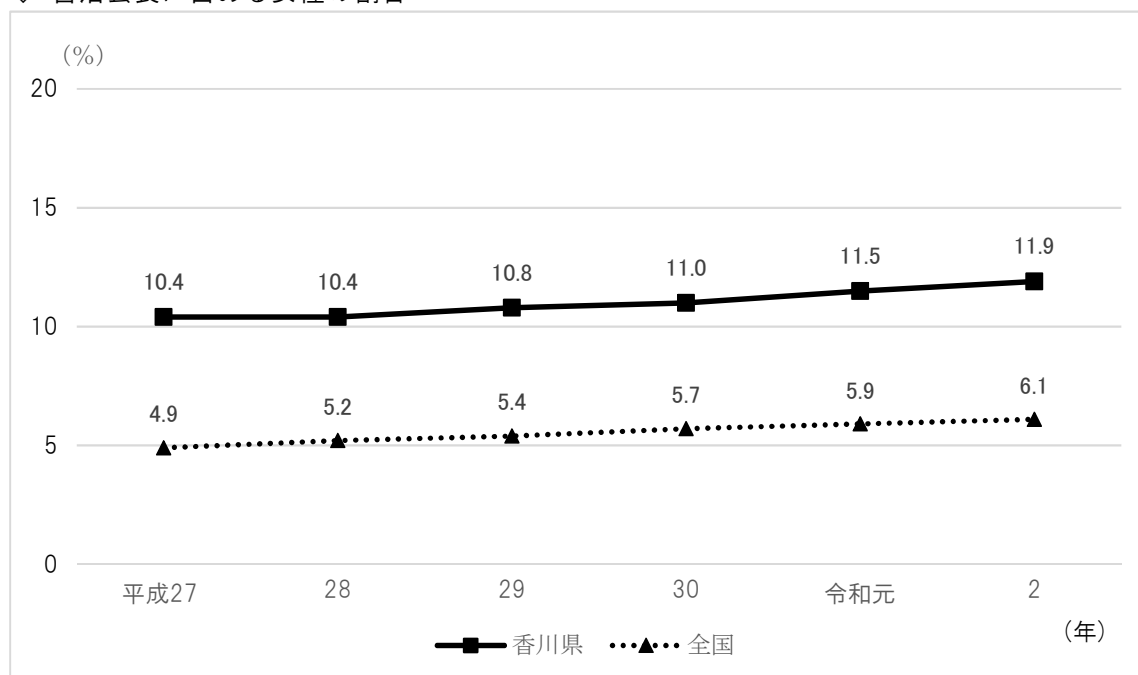
H28～R 元：農業構造動態調査 基幹的農業従事者数（自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事为主の世帯員数）、（母数：販売農家）

◇ 地域活動の場における男女平等感



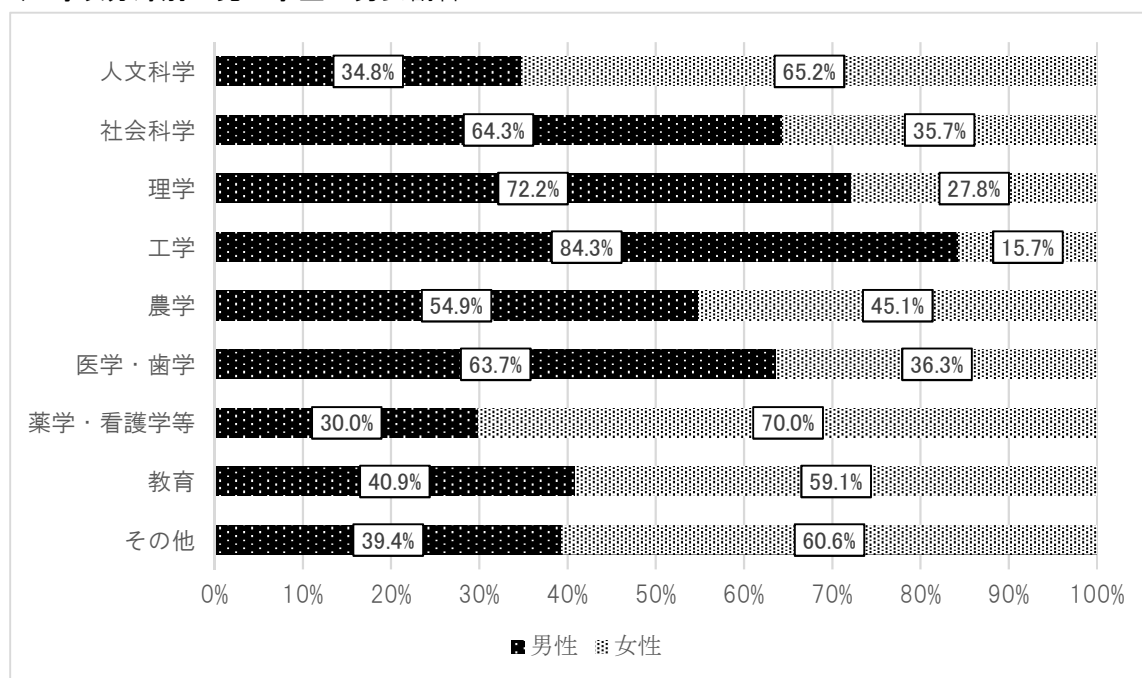
資料：香川県「香川県民意識調査」(R 元)

◇ 自治会長に占める女性の割合



資料：香川県男女参画・県民活動課調べ
内閣府「男女共同参画白書」

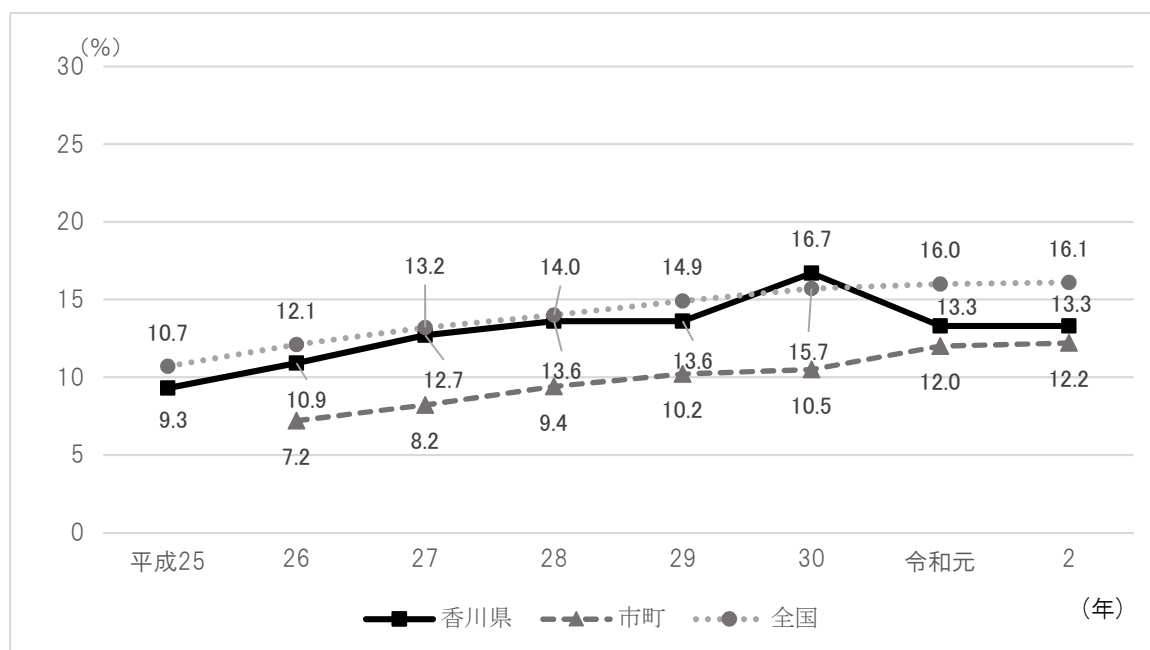
◇ 専攻分野別に見た学生の男女割合



資料：文部科学省「学校基本調査」(R2)

基本目標Ⅲ

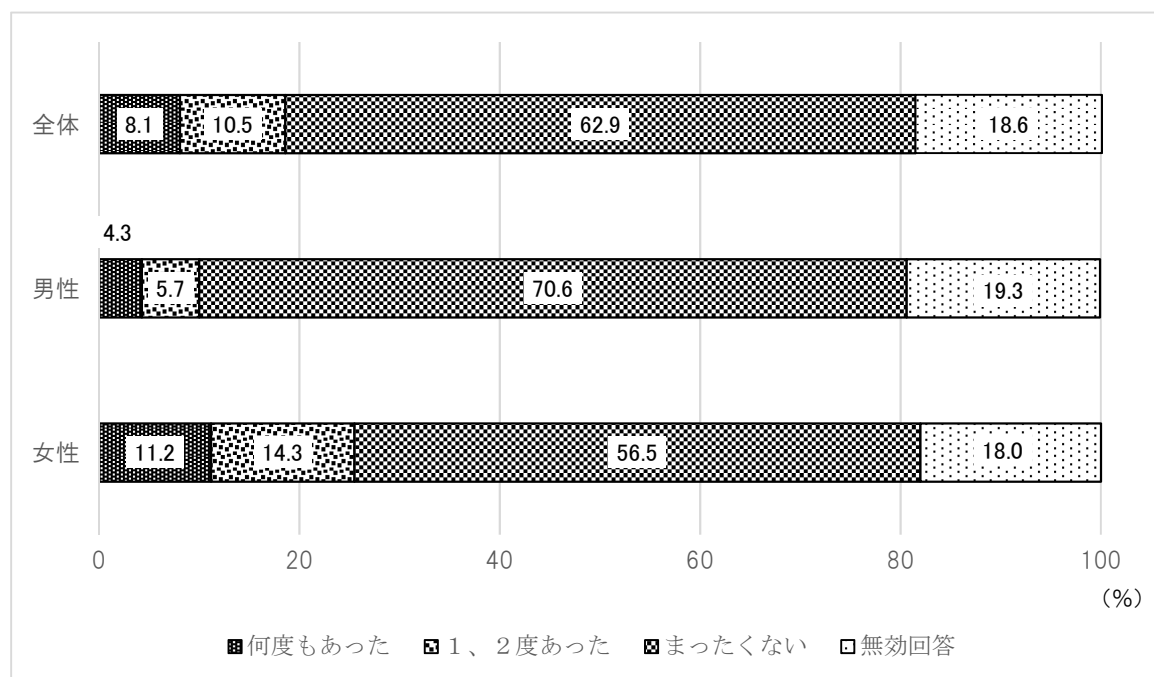
◇ 地方防災会議の委員に占める女性の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

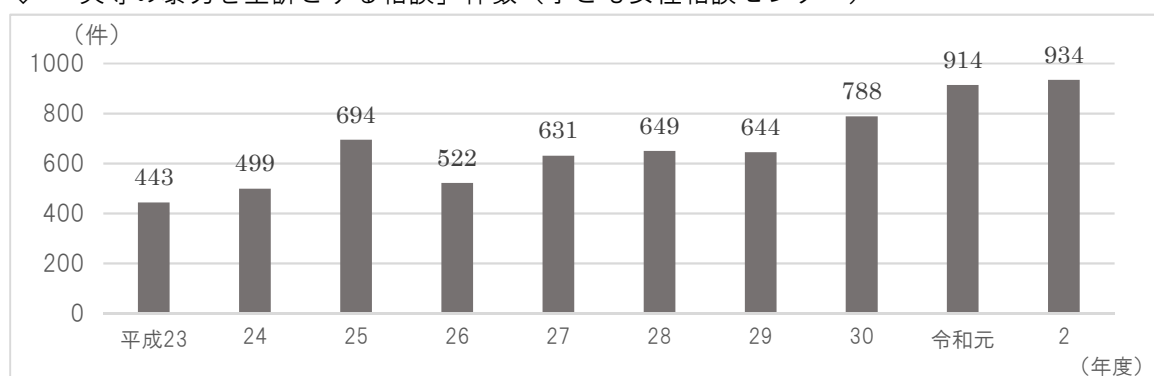
◇ 配偶者等からの暴力の被害経験

※「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかを1つでも受けた経験



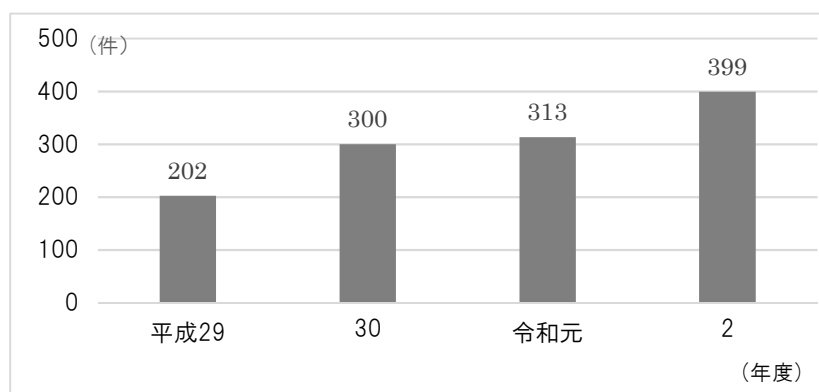
資料：香川県「香川県民意識調査」(R 元)

◇ 「夫等の暴力を主訴とする相談」件数（子ども女性相談センター）



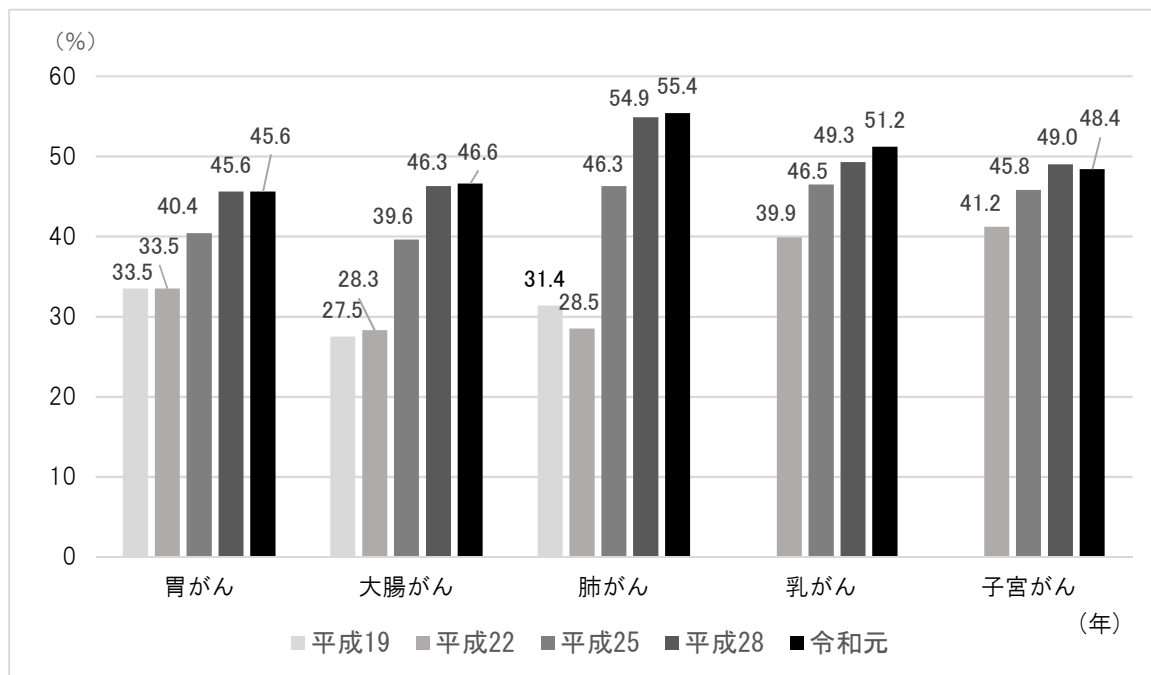
資料：香川県子ども家庭課調べ

◇ 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」相談件数



資料：香川県男女参画・県民活動課調べ

◇ がん検診受診率の推移（香川県）

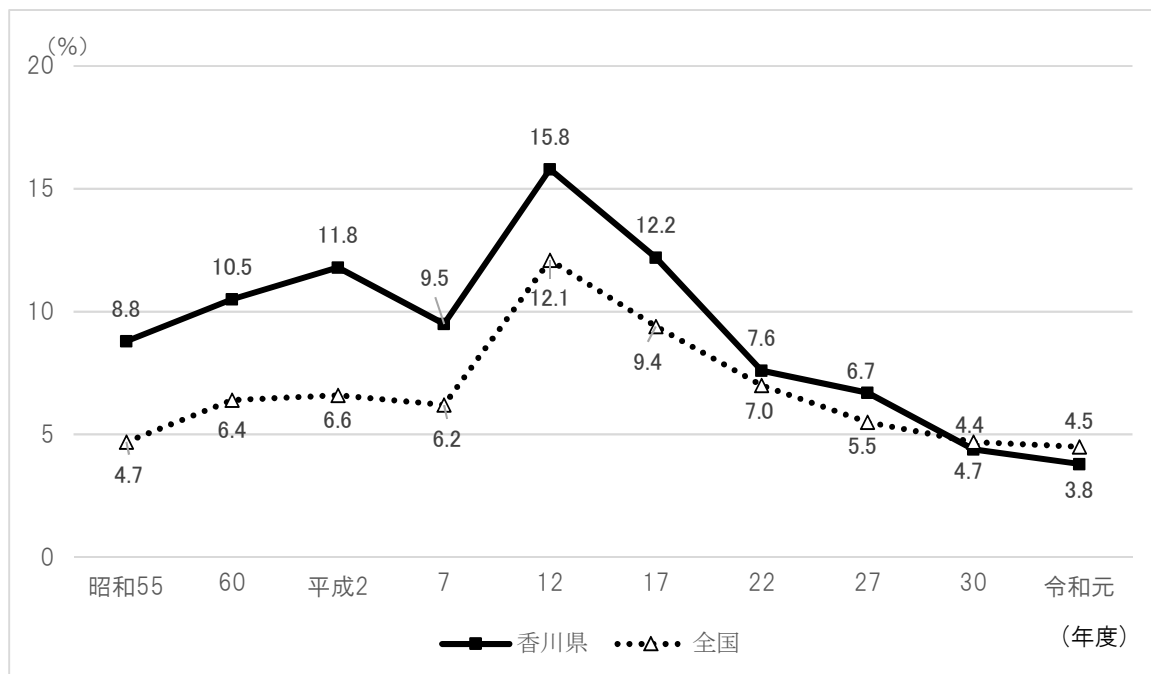


※がん検診の受診率の算定対象年齢は子宮（頸）がんのみ 20～69 歳、その他は 40 歳～69 歳

※平成 22 年までは「子宮がん検診」として調査、平成 25 年以降は「子宮がん（子宮頸がん）検診」

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

◇ 10 代の人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

◇ ひとり親世帯の世帯収入

世帯の年収（平均）	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
平成 30 年度	224.1 万円	323.4 万円	247.0 万円
平成 26 年度	178.3 万円	242.4 万円	200.8 万円
平成 21 年度	175.2 万円	328.8 万円	242.4 万円

資料：香川県「平成 30 年度香川県ひとり親世帯等実態調査」

■「第3次かがわ男女共同参画プラン」関連する数値目標等の状況

◇基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

項 目	平成 26 年度	令和 2 年度	目 標	評価
市町男女共同参画計画策定率	94.1% (16/17 市町)	94.1% (16/17 市町)	100%	D
男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数 〔累計〕	—	853 人	1,000 人	B

◇基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

項 目	平成 26 年度	令和 2 年度	目 標	評価
県の審議会等に占める女性委員の割合	36.7%	35.8%	40%以上	D
市町の審議会等に占める女性委員の割合	25.9%	28.4%	30%以上	B
女性防災士数	163 人	586 人	343 人	A
子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数	150 社	272 社	252 社	A
女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数	—	259 社	180 社	A
利用者支援事業実施か所数	6 か所	14 か所	16 か所	B
地域子育て支援拠点事業実施か所数	77 か所	99 か所	98 か所	A
保育所等利用待機児童数	129 人 (H27 年度当初)	64 人 (R2 年度当初)	年度当初：0 人 年度途中：0 人	B
病児・病後児保育事業実施か所数	18 か所	21 か所	23 か所	B
放課後児童クラブ実施か所数	216 か所	293 か所	267 か所	A
6次産業化や農商工連携に新たに取り組む経営体に 占める女性の経営体の割合	25%	30%	30%以上	A
農業委員に占める女性の割合	4.7%	7.6%	7%以上	A
女性認定農業者の新規認定数〔累計〕	—	57 人	46 人	A
女性指導漁業士の新規認定数〔累計〕	—	2 人	5 人	C

◇基本目標Ⅲ 女性の安全・安心対策の推進

項 目	平成 26 年度	令和 2 年度	目 標	評価
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施に関する基本計画策定市町数	6/17 市町	13/17 市町	17/17 市町	B
DV 予防啓発講演会の参加者数〔累計〕	—	667 人	900 人	B
10 代の人工妊娠中絶実施率（15 歳以上 20 歳未満女子 人口千人対）	7.9 (H25)	3.8(R 元)	6.5	A
子宮がん検診受診率	35.2%(H25)	40.1%(R 元)	50%以上 (毎年度)	C
乳がん検診受診率	31.8%(H25)	39.5%(R 元)	50%以上 (毎年度)	C

進捗状況は、令和2年度末現在で達成率が100%以上のものを「A：概ね順調に推移している」、100%未満50%以上を「B：一定程度進展している」、50%未満0%超を「C：少しは進展している」、0%以下を「D：進展していない」としています。

■ 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	香川県
1945 (昭和 20)	10 月 国際連合発足	12 月 「衆議院議員選挙法」改正(婦人参政権)	
1946 (昭和 21)	6 月 国連婦人の地位委員会設置		
1959 (昭和 34)			2 月 香川県婦人活動推進本部設置 10 月 香川県婦人懇談会設置
1967 (昭和 42)	11 月 国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1968 (昭和 43)	5 月 第 1 回国際人権会議(テヘラン)		
1975 (昭和 50)	6~7 月 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	9 月 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 (昭和 51)	「国連婦人の 10 年」 ~1985 年まで	4 月 「特定職種育児休業法」施行 6 月 民法改正(離婚後の姓の選択自由)	
1977 (昭和 52)		1 月 「国内行動計画」策定	
1979 (昭和 54)	12 月 国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭和 55)	7 月 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭和 56)	9 月 「女子差別撤廃条約」発効	1 月 民法および家事審判法一部改正(配偶者相続分 1/2 に引き上げ) 5 月 「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」決定	4 月 「第二次香川県民福祉総合計画」策定(「婦人対策の推進」位置付け) 12 月 香川県婦人懇談会再発足
1982 (昭和 57)			4 月 「香川県婦人行動計画」策定(計画期間: S 57~60 年度) 10 月 香川県婦人対策推進本部再発足
1983 (昭和 58)			11 月 各種婦人団体懇話会設立
1985 (昭和 60)	7 月 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議(ナイロビ)西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1 月 国籍法および戸籍法一部改正(父母両系主義) 6 月 「女子差別撤廃条約」批准 7 月 ナイロビ世界会議政府間会議参加	4 月 「第三次香川県民福祉総合計画」策定(「婦人の地位向上」についての課題明示) 7 月 ナイロビ世界会議・NGO フォーラムへ香川県各種婦人団体懇話会代表 5 名を派遣
1986 (昭和 61)		1 月 婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) 2 月 婦人問題企画推進有識者会議開催 4 月 「国民年金法」改正(女性の年金権確立) 「男女雇用機会均等法」施行	4 月 女性の海外派遣研修事業開始 10 月 広報誌「かがわ女性ジャーナル」創刊

年	世界	日本	香川県
1987 (昭和 62)		5 月 「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定	
1988 (昭和 63)			4 月 「香川女性のための新行動計 画」策定(計画期間:長期 S 63 ～H12 年度、中期 S 63～H2 年度) 新行動計画推進地域会議事業 開始
1990 (平成 2)	5 月 国連婦人の地位委員会 拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略 に関する第 1 回見直し と評価に伴う勧告及び 結論」採択		4 月 香川県「女性友好の翼」事業 開始 5 月 「香川県 21 世紀長期構想」策 定(「男女共同参加の促進」を 明示)
1991 (平成 3)		5 月 「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画(第一次 改定)」	
1992 (平成 4)		4 月 「育児休業法」施行 初代婦人問題担当大臣設 置	4 月 「男女共同参画型社会へ向け ての香川行動計画」策定(計画 期間: H4～12 年度、具体的施 策 H4～7 年度) 民生部婦人児童課女性対策推 進室設置
1993 (平成 5)	6 月 世界人権会議(ウィー ン)「ウィーン宣言及び 行動計画」採択 12 月 国連総会「女性に対す る暴力の撤廃に関する 宣言」採択	12 月 「パートタイム・有期雇 用労働法」施行	
1994 (平成 6)	6 月 「開発と女性」に関する 第 2 回アジア・太平洋大 臣会議(ジャカルタ)「ジ ャカルタ宣言」採択 9 月 国際人口・開発会議「カ イロ宣言及び行動計 画」採択	6 月 男女共同参画室(総理 府)、男女共同参画審議会 設置(政令) 7 月 男女共同参画推進本部設 置	
1995 (平成 7)	3 月 社会開発サミット(コ ペンハーゲン)「コペ ンハーゲン宣言及び行動 計画」採択 9 月 第 4 回世界女性会議(北 京)「北京宣言及び行動 綱領」採択	4 月 「育児休業法」改正(介護 休業の法制化) →「育児・介護休業法」	第 4 回世界女性会議活動報告 事業実施
1996 (平成 8)		8 月 男女共同参画推進連携会 議発足 12 月 「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	3 月 「香川県 21 世紀長期構想事 業計画」策定 4 月 香川県男女共同参画推進本 部、生活環境部青少年女性課 女性政策室、香川県女性懇談 会設置 12 月 女性の参政権行使 50 周年記 念事業「かがわ女性フェステ ィバル」開催

年	世界	日本	香川県
1997 (平成 9)		4 月 男女共同参画審議会設置 (法律) 6 月 「男女雇用機会均等法」 改正 10 月 労働省婦人局婦人少年室 を労働省女性局女性少年 室に改称	3 月 「男女共同参画社会へ向けて の香川行動計画[改定]」策定 (具体的施策: H8~12 年度) 6 月 香川県各種婦人団体懇話会を 香川県各種女性団体協議会に 改称 12 月 高松市 男女共同参画都市宣 言
1998 (平成 10)			3 月 女性有識者名簿作成
1999 (平成 11)	10 月 ESCAP ハイレベル政府 間会議(バンコク)「北京 行動綱領の更なる実施 に向けての勧告」採択	6 月 「男女共同参画社会基本 法」施行 7 月 「食料・農業・農村基本 法」施行	
2000 (平成 12)	6 月 国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨ ーク)「政府宣言及び成 果文書」採択	4 月 「介護保険法」施行 都道府県労働局設置、女 性少年室を雇用均等室に 改称 11 月 「ストーカー行為等の規 制等に関する法律」施行 12 月 「男女共同参画基本計 画」策定	4 月 生活環境部青少年女性課男女 共同参画推進室設置 6 月 香川県新世紀基本構想「みど り・うるおい・にぎわい創造プ ラン」策定 7 月 「男女共同参画フォーラム」 を内閣府と共催 男女共同参画社会づくり指導 者育成セミナー開始
2001 (平成 13)		1 月 内閣府男女共同参画局、 男女共同参画会議設置 6 月 第 1 回男女共同参画週間 「女性に対する暴力をな くす運動について」男女 共同参画推進本部決定 7 月 「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣 議決定 10 月 「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」施行 11 月 「育児・介護休業法」改正	2 月 香川県男女共同参画推進委員 会設置 3 月 「かがわエンゼルプラン 21」 策定 5 月 「男女共同参画社会に関する 県民意識調査」実施 7 月 「仕事と家庭の両立支援調 査」実施 11 月 「かがわ男女共同参画プラ ン」策定(計画期間: H13~22 年度、具体的施策 H13~17 年度)
2002 (平成 14)		4 月 「配偶者暴力防止法の円 滑な施行について」男女 共同参画会議決定	4 月 「香川県男女共同参画推進条 例」施行 政策部青少年・男女共同参画 課設置 配偶者暴力相談支援センター 設置 5 月 男女共同参画審議会設置 男女共同参画相談室設置 6 月 かがわ男女共同参画推進員設 置
2003 (平成 15)		6 月 「女性のチャレンジ支援 策の推進について」男女 共同参画推進本部決定 7 月 「次世代育成支援対策推 進法」施行 女子差別撤廃条約実施状 況第 4 回・第 5 回報告審議 9 月 「少子化社会対策基本 法」施行	4 月 総務部青少年・男女共同参画 課設置 直島町 男女共同参画推進条 例施行 10 月 男女共同参画広報誌「さんか く香川」創刊

年	世界	日本	香川県
2004 (平成 16)		4 月 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 12 月 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	12 月 「仕事と家庭の両立支援調査」実施
2005 (平成 17)	2 月 第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京」+10)世界閣僚会合(ニューヨーク)	12 月 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	3 月 「香川県次世代育成支援行動計画」策定 12 月 丸亀市 男女共同参画都市宣言
2006 (平成 18)		4 月 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 6 月 「男女雇用機会均等法」改正 12 月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	3 月 「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」策定(計画期間: 具体的施策 H18~22 年度) 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定(計画期間: H18~22 年度) 「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定(計画期間: H18~22 年度) 11 月 かがわ男女共同参画相談プラザ設置
2007 (平成 19)		7 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム・有期雇用労働法」改正 12 月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4 月 総務部県民活動・男女共同参画課設置
2008 (平成 20)		1 月 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定 4 月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	4 月 丸亀市 男女共同参画推進条例施行
2009 (平成 21)		男女共同参画シンボルマーク決定 6 月 「育児・介護休業法」改正 8 月 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回審議	6 月 さぬき市 男女共同参画推進条例施行 10 月 「ワーク・ライフ・バランス総合調査」実施 12 月 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
2010 (平成 22)	3 月 第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京」+15)記念会合(ニューヨーク)	6 月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 12 月 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	3 月 「香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定

年	世界	日本	香川県
2011 (平成 23)	2 月 UN Women 正式発足		10 月 「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」策定(計画期間: H23～27 年度) 「第 2 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定(計画期間: H23～27 年度)
2012 (平成 24)	3 月 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6 月 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	3 月 琴平町 男女共同参画推進条例施行
2013 (平成 25)		5 月 若者・女性活躍推進フォーラム提言 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014 (平成 26)	3 月 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		3 月 「香川県健やか子ども支援計画」策定 11 月 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
2015 (平成 27)	3 月 第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京」+20)記念会合(ニューヨーク)	8 月 「女性活躍推進法」施行 12 月 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	4 月 政策部男女参画・県民活動課設置 12 月 「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」策定(計画期間: H28～R2 年度)
2016 (平成 28)		3 月 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」改正	1 月 「第 3 次香川県配偶者暴力及び被害者支援計画」策定(計画期間: H28～R2 年度) 4 月 三豊市 男女共同参画推進条例施行
2017 (平成 29)		3 月 「育児・介護休業法」改正 6 月 刑法改正	1 月 「かがわ働く女性活躍推進計画」策定
2018 (平成 30)		5 月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 7 月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	
2019 (令和元)	5 月 「男女平等に関するパリ宣言」(G7 パリサミット) 6 月 G20 大阪サミット「大阪首脳宣言」採択	6 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 12 月 「育児・介護休業法」改正	11 月 「香川県民意識調査」実施
2020 (令和 2)	3 月 第 64 回国連婦人の地位委員会「第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言」決議案採択	12 月 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	3 月 「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」策定
2021 (令和 3)		6 月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	

■ 香川県男女共同参画推進条例（平成 14 年 3 月 27 日 香川県条例第 3 号）

改正 平成 16 年 12 月 21 日条例第 59 号

平成 25 年 12 月 20 日条例第 62 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 8 条—第 19 条）

第 3 章 香川県男女共同参画審議会（第 20 条—第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（男女共同参画を阻害する行為の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

（1）性別による差別的取扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）

（3）男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（県民等の理解を深めるための措置）

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町に対する支援）

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附属機関等の委員の構成）

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当

たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

（調査研究）

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

（体制の整備等）

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の報告）

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（男女共同参画の推進状況等の公表）

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（相談及び苦情の処理）

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

（被害者の保護等）

第19条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの第7条第3号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

（設置）

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則 (平成16年12月21日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

■ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成11年 7月16日 法律第102号
平成11年12月22日 法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条 — 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 — 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 — 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響

を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成

し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1980年7月署名、1985年6月批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。
締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権

利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報, カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために, あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに, 特に, すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け, 流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に, 住居, 衛生, 電力及び水の供給, 運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は, 女子に対し, 法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は, 女子に対し, 民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし, また, この能力を行使する同一の機会を与える。特に, 締約国は, 契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし, 裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は, 女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は, 個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は, 婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし, 特に, 男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報, 教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず, 財産を所有し, 取得し, 運用し, 管理し, 利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は, 法的効果を有しないものとし, また, 婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際

司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■ 用語解説

あ行

NPO／NGO

NPO（Non Profit Organization）は民間非営利組織、NGO(Non-governmental Organization)は非政府組織などと訳される。いずれも利潤を上げることが目的としない公益的な活動を行う民間団体で、その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。

HIV／エイズ

エイズとは、後天性免疫不全症候群のこと。HIVによってエイズが引き起こされることで、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起しやすくなる。

一時預かり事業

就労形態の多様化に対する一時的な保育や専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、保育所等において子どもを一時的に預かるもの。

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画は、定められた行動計画策定指針に沿って事業主が策定するものであり、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画がある。

か行

かがわ長寿大学

高齢者が仲間づくりや知識・教養を身につけながら、みずからの生きがいと健康づくりを図るとともに、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成することを目的とする。実施主体は、公益財団法人かがわ健康福祉機構。

かがわ女性キラサポ宣言

働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言。

かがわ働き方改革推進宣言

長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備など、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業等の自主宣言。

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

家庭の日

人格形成の最も基本的な部分を育てる「家庭」を再認識し、月に一度は家庭のきずなを確かめ合い、温かい心のふれあいを持つよう、毎月第3日曜日を「家庭の日」としている。

香川県犯罪被害者等支援条例 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的として、令和３年に施行された。
基幹的農業従事者 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
キャリア教育 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望を持って生き方や将来を設計し、適切に進路を選択できる能力や態度を育成する教育。
休日保育 日曜・祝日等の休日に保護者の勤務等により家庭で保育できない子どものための保育。
子育て行動計画策定企業認証マーク 常時雇用者数が100人以下で、「次世代育成支援対策推進法」で定める一般事業主行動計画を策定するなど、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる県内に本店を置く中小企業に交付するもの。
子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的として、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じるとともに、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うために設置されるもの。

さ行

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
次世代育成支援 次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みをいう。
次世代育成支援対策推進法 次世代育成支援対策に関し、基本理念及び関係者の責務を明らかにしたもので、行動計画策定指針に基づき、国、地方自治体、従業員301人以上の事業主に行動計画の策定が義務づけられた（平成15年7月16日公布）。法律の一部改正により、平成23年4月1日以降は、従業員101人以上に拡大。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。

「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標(Sustainable Development Goals：SDGs)を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女性のエンパワメントが掲げられている。

指導漁業士

優れた漁業経営を営み、地域漁村のリーダーとして漁村青少年の育成指導や地域漁業の振興に積極的に協力する 70 歳までの漁業者で、市町長の推薦により知事から認定されたもの。

社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

周産期医療

周産期とは、妊娠満 22 週から生後 1 週未満までの期間をいう。この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 カ国の賛成によって採択され、昭和 56 年(1981 年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 平成 27 年に 10 年間の時限立法として成立した。豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとして、女性の職業生活における活躍を推進することを規定する。 なお、同法第 6 条において、県は女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定されている。また、常時雇用する労働者数が 300 人を超える事業主は一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出ることとなっている。法律の一部改正により、令和 4 年 4 月 1 日以降は、従業員 101 人以上に拡大。
食育 平成 17 年 7 月 15 日に施行された食育基本法の中で、①生きるうえでの基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの、②さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること、と位置づけられている。
ストーカー行為 特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。
性的指向・性自認（性同一性） 性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字をとった「SOGI」という用語もある。
性的少数者（セクシュアルマイノリティ） 性的指向については、たとえばレズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）等の呼称、性自認について、たとえばトランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なった性自認をする人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者を表す言葉の一つとして使われることがある。
セクシュアルハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション） 男女が、社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

た行

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

地域（地域コミュニティ）

住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて、町内会、自治会、校区等さまざまな範囲が想定される。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

な行

認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者がみずから農業経営改善計画を作成・申請し、その計画が、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであり、③達成される見込みが確実である、との基準に適合するものとして、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村等から認定を受けた者。認定農業者には低利融資制度などの各種支援措置がある。

農業委員

各市町村の農業委員会を構成する委員で、次に掲げる委員により組織される。

①選挙による委員 ～40 人（定数は各市町村の条例で定める。下限はなし。ただし、選任委員より多い人数が必須）。②選任による委員 省令で定める農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事または組合員 1 人、土地改良区が推薦した理事または組合員 1 人（区域内に土地改良区が複数ある場合は協議して 1 人を選出）、当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 人以内（4 人以下の定数とするには条例制定が必要）を市町村長が選任する。

農業委員会は市町に置かれる行政委員会で、その職務は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

農業士

みずから優れた農業経営を営む傍ら、地域の農業振興のリーダーとして農業後継者の育成や農村地域活動に積極的に取り組んでいる 35 歳から 65 歳までの農業者で、市町長からの推薦により知事から認定された者。

は行

8020（ハチマルニイマル）運動

歯および口腔の健康づくりを図り、80 歳で 20 本以上自分の歯を有することを目標とした運動のこと。

バリアフリー 障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。元来は建築用語として、建物内の段差を無くすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味にうけとめられ、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。
病児・病後児保育 病気や病気の回復期で集団保育が困難な子どもを病児・病後児の対応が可能な保育所や病院等に併設した専用施設において一時的に預かるもの。
ファミリー・サポート・センター 地域の中で、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしたい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアで、仕事で保育所のお迎えができない時、通院や冠婚葬祭などの用事があり子どもを預かってほしい時、リフレッシュしたい時などに利用できる会員制の組織。
保育所等利用待機児童数 年度当初（4月1日時点）と年度途中（10月1日時点）において、保育の必要性の認定を受け、認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用申込みを行ったが、認可保育施設等を利用できない児童数。厚生労働省が毎年実施している。
放課後子供教室 小学校の余裕教室を活用し、子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。
放課後児童クラブ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全育成を図るため、授業の終了後等に児童館、学校の余裕教室などを活用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

ま行

みんな子育て応援団 官民一体となった総合的な子育て支援の環境づくりを推進するため、県内企業、個人商店等に参加を呼びかけ、みんなが地域の子育て応援団になってもらう取組み。
みんなで子どもを育てる県民運動 地域の大人みんなで積極的に子どもたちにかかわって、地域の子どもたちを健やかに育んでいこうとする運動。知事部局、教育委員会、警察本部、青少年育成香川県民会議が連携、協力して推進している。
メディア・リテラシー メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3要素が有機的に結合したもの。

や行

ユニバーサルデザイン

いろいろな人にとって利用しやすいデザイン、設計のことをいい、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいような「まちづくり」や「ものづくり」を行っていかこうとする考え方。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）

平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」および平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において提唱された概念で、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。

利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う事業。

両親学級

これから親になる夫婦を対象に、市町保健センターや産科医療機関で開催しており、妊娠や出産の知識、赤ちゃんの世話の仕方などについて、講義や実習を交えて学ぶ講習会のこと。夫婦で参加することにより、父親の育児参加を促すなどの効果がある。

6次産業化

農林水産業と2次産業・3次産業を一体化もしくは連携させることにより、農林水産物を始めとする農村漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

■ 香川県男女共同参画審議会委員名簿

令和3年7月2日現在

	氏名	所属等	備考
1	相川 恵祐	NHK 高松放送局長	
2	安藤 幸代	香川県看護協会長	
3	安藤 照文	香川県商工会議所連合会専務理事	
4	伊賀瀬 智	公募委員	
5	越智 愛	公募委員	
6	春日 あけみ	香川県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員会 委員長	
7	上川 祥代	JA 香川県女性部副部長	
8	合田 誠	香川県小学校長会副会長	
9	佐藤 真理子	香川労働局雇用環境・均等室長	
10	柴田 潤子	香川大学男女共同参画推進室長	会長
11	高塚 順子	高松短期大学教授	
12	徳倉 康之	NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事	
13	中村 貴紀	香川県町村会事務局長	
14	藤本 智子	弁護士	
15	吉岡 和子	香川県各種女性団体協議会長	

定数：15 名以内（50 音順・敬称略）

第4次かがわ男女共同参画プラン

令和3年10月

発行 香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

TEL 087-832-3197 / FAX 087-831-1165

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/index.html>